

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和元年6月21日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番 鈴木勝利君
2番 藤田尚美君
3番 秋山泉君
4番 長田麻美君
5番 山本伸子君
6番 柳井哲也君
7番 伊藤裕一君
8番 石原幸雄君
10番 池辺己実夫君
11番 守屋常雄君
12番 加川裕美君
13番 北島登君
14番 杉森弘之君
15番 須藤京子君
16番 黒木のぶ子君
17番 諸橋太一郎君
18番 市川圭一君
19番 小松崎伸君
20番 板倉香君
21番 遠藤憲子君
22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 1名

9番 甲斐徳之助君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

令和元年第1回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和元年6月21日（金）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

9番甲斐徳之助君より欠席の届け出が、18番市川圭一君より遅参の申し出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（石原幸雄君） 初めに、10番池辺己実夫君。

〔10番池辺己実夫君登壇〕

○10番（池辺己実夫君） 皆さん、おはようございます。一般質問3日目、新政会の池辺己実夫です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、一問一答方式で一般質問を行います。

私は、今回の選挙期間中に、有権者の方から数多くの御意見、御要望をいただきましたが、その中の1つが、今回取り上げさせていただきました、学校教育におけるICT活用の問題であります。

現在の私たちの生活は、ICT技術の進展により大変便利になっています。私もスマートフォンをすっかり忘れたときなど、本当に大変不便を感じるとともに、不安な気持ちにもなります。今や私たちの生活になくてはならないものとなっていると思います。

また、最近によくAIという言葉聞きます。その中で、高齢者の方の運転操作ミスによる事故がたびたび報道されていますが、自動車の自動運転がAIの技術で可能になる日が来れば、そのような事故の防止にも役立つでしょうから、本当にすばらしい、いいことだなと思うところでは。

しかし一方で、AI、いわゆる人工知能の発達は、今現在、自動車運転でいえば、例えばバスが自動運転をすることで、バスの運転手の仕事なくなるとも言われています。つまり、今

の子供たちが大人になるころは、いろいろな意味でICTの進展が今以上に私たちの生活を大きく変化させていくのだろうと思ってしまうところです。

そして、そのような時代を迎えるに当たって、学校の教育の現場では、来年度から小中学校の授業の中で、コンピューターのプログラミング教育が始まるとも聞きました。実際の授業がどんなふうに行われるか、私には全くわかりませんが、授業風景として、子供たち一人一人がタブレット端末を使っている姿が容易に想像されます。

そのような中で、今回、選挙期間中、有権者の方から、牛久市の学校は他の市町村に比べてICT化がおこなわれているのではないかとの声を聞きました。

私が育った子供のころは、読み書き、そろばんなどと言われましたが、やはりこれからの時代を生きる子供たちにとって、パソコンやタブレットを使いこなして情報活用能力を身につけることは、漢字を覚えることや計算方式ができることと同じことであると思います。

牛久市の学校のICT化について、私の認識では、残念ながら、県内で進んでいると言いたいと思われる一方で、昨年度からタブレットや電子黒板などが各学校に整備されていると理解するところでもあります。

そこで今回、学校でのICT化の現状の確認と課題の整理、そして今後の方向性などについて質問させていただきます。

なお、確認したところ、昨年6月の議会で同僚議員から同じような趣旨の質問がありましたが、ちょうど1年が過ぎていきますので、その経過も含めてお聞きできればと思います。

では、まず初めに、学校でのICT活用の現状のうち、現在整備されているパソコンやタブレットの台数、またインターネット接続の状況など、ICT環境の整備状況についてお伺いします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

小中学校におけるICT教育環境の整備状況につきましては、2014年に中学校において、授業で用いる教育用としてタブレット型パソコン220台、プロジェクター10台、書画カメラ15台、無線LANアクセスポイントのための機器を30台、教職員が校務用で使用するノート型パソコンを145台、その他周辺機器等を含め整備いたしました。

また、小学校に対しましては、昨年、2018年にタブレット型パソコンを児童用360台、教師用40台、無線LANアクセスポイントのための機器を66台、書画カメラを32台、また、教職員が校務用で使用するノートパソコンを255台整備するとともに、小中学校全体に対して、授業で使用するための電子黒板もしくはこれにかわるものとして大画面モニターテレビの各学級への整備を2018年度から3カ年をかけて配置するスケジュールで整備してまい

りました。これにつきましては、整備の速度を加速し、昨年とことしの2カ年で全ての学級に整備するようスケジュールを見直しております。

インターネット接続の状況ですが、回線については、各教室近くの接続ポイントまでの配線工事は全て完了しております。無線LAN電波を送受信する機器については、各校6台から12台を整備しており、授業の都度持ち運んで取りつければ接続が可能な状況です。

一方で、教職員の校務用パソコンは個人情報も扱うパソコンとして外部との接続は禁止しており、かわりとして各校4台から8台のインターネット接続用パソコンを設けておりますが、授業の準備などで教職員の使用が重なるときには必ずしも十分足りているとは言えない状況でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○10番（池辺己実夫君） ありがとうございます。

続きまして、そのような現在のICT環境のもとで、子供たちへ授業での活用の状況についてお伺いします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 授業でのICTの活用状況についてお答えいたします。

先ほど御説明したとおり、ICT機器が整備されたことにより、各学校において授業でのICT機器の活用が進んでいる状況です。ICTの活用は、ICTを活用する先生が、その活用になじむ段階と、学びを深める、よりレベルの高い活用の段階があります。

最近、小学校では昨年9月にICT機器が導入され、先生方に授業での活用になじんでもらっている段階です。具体的には、写真や資料などを大きく見せたり動画を見せたりするなど単純なことです。効果は大きいです。特に、小学校の理科と社会では、教師用のデジタル教科書が導入されていますので、教科書を大きく見せたり、学校ではできない実験の映像を見せたりすることができるなど、豊富な資料を簡単に提示することができます。ことしじゅうを目標に、各教室に電子黒板や大画面のモニターテレビはたくさん配置されますので、こうした活用がさらに進み、授業準備の手間の少なくて済みますので、先生方の仕事の軽減にもなると思います。

また、児童生徒用のパソコンもデスクトップ型からタブレット型に変わりますので、コンピューター室で使うだけでなく、教室や体育館や屋外に持ち出して利用することができる学習活動が膨らみます。体育の時間に自分のわざを動画で撮影し、その場で動画を再生して確認したり、校外の植物を撮影して教室で比較したりするなどといった活動もふえています。

4年前にタブレットが導入された中学校では、さらに活用が進んでおり、先生方がパワーポイントでつくった自作資料なども授業で活用されています。

また、今年度は牛久第二小学校が茨城県のプログラミング教育の重点モデル校となっています。

ICT機器を活用することで、授業がよりわかりやすく、興味や関心が高まることで、より効果的に一人一人の学びの質を高めることができると考えています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○10番（池辺己実夫君） 本当に、教育長の今の説明で、いろいろな形で役に立っているんだなど。逆に、私は少しうらやましいところもありますけれども。

続きまして、現状確認の、これは3点目の質問なんですが、学校現場のICTの活用は、将来の子供たちの教育環境で重要であることはもちろんです。今も、本当に伺いました。今、学校では、先生方の働き方改革が叫ばれています。私の素人考えであります、ICTの技術はそのことについても大いに役に立つのではないかと思います。今回の選挙期間中にも、先生方が使用するパソコンでインターネットにつながるパソコンの台数が少ないというような声も届いております。

そこで、先生方の仕事のやり方から見たICT化の現状をお伺いします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在、先生方の学校事務でのICT活用は、授業を受け持つ先生方と管理職の先生方や事務職員が行っています。授業を受け持つ先生方は、現在、市の校務用のノートパソコンを1人1台使用しており、教材や文書の作成などで活用しています。ワードやエクセル、パワーポイントといったビジネスソフトを使い、通常の文書などのほか、大判プリンターで黒板に掲示する資料も作成できる状態にあります。ただし、前段で答弁しましたとおり、教職員が使用する校務用パソコンは児童生徒の個人情報扱うことも想定し、インターネットなど外部接続をすることは禁止されております。文部科学省が29年11月に示した教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの中でも、校務系パソコンの環境と学習系のパソコンの環境を分離することを求めていますので、当市もこのガイドラインに沿って進めています。

先生方の校務用パソコンの外部接続が禁止されているかわりに、各学校には4台から8台の外部接続パソコンが配置されております。これによって、インターネットで調べ物をしたり、市や、県や、国への各種報告などの業務を行ったりしています。先生方がインターネットに接続して授業の準備や資料集めをしようとする場合、4台から8台では順番待ちをしなければならない状況もありますが、その場合は児童生徒の学習用のパソコンを持ってきて、そこでインターネットに接続して情報を収集するといったような状況であります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○10番（池辺己実夫君） 学校現場の状況も詳しく説明いただいて、本当によくわかりました。

次に、そのような現状の上で、今後さらなる活用を進めていくに当たって、課題についてどのようにお考えになっているのか、お伺いします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほどお話ししましたとおり、各学校でICT機器の活用が進んでいるところですが、授業において児童生徒の深い学びを実現するための活用は、今後より一層の研修の必要があると思います。現在、牛久市では、「一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり」を目指して、協働的な学びに取り組んでいるところですが、この協働的な学びでのICT活用がこの段階に当たります。

協働的な学びでは、課題を解決するため、他者とのかかわりを通して、みずからの学びを深めていきます。例えば、他者と自分の考えを交流し、自分の考えを再構築していく場面があります。ここで、自分のタブレットパソコンに書いた意見を大型モニターに映し出して、お互いに比較し合うといった活動を通して、より充実した深い学びを実現できていると思っています。

一方、ICT教育環境のハード面から見た課題としましては、1点目には、中学校のタブレットパソコンや校務用パソコンが再リースの期間に入っていることで、早急な対応が迫られてくることです。また、OSとしてWindows 7を使用しているパソコンが幾つかありますが、サポート期間が2020年1月で終了し、これらのパソコンが危険にさらされてくることです。ほかにもハード面の課題は幾つかありますが、少しずつ予算を確保しながら解決してまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○10番（池辺己実夫君） よくわかったんですけども、これは最後の質問になりますが、今までさんざん答えてはいただいているんですけども、その課題を踏まえた上で、今後その課題に対してどのように実施をしていくのか。最後にお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ICT教育環境の整備につきましては、概してハードの面では多額の予算を必要とし、それらが五、六年で更新の必要が出てくることがあります。また、ソフト面では、ICTを活用した教育を行う教職員のスキルアップが求められることなども考えられます。

先ほど申しましたが、ハード面では、少しずつでも予算を確保しながら継続的に整備を進めていくことと、そしてソフト面では、ICT支援員ともに連携を図りながら、教職員のスキルアップを図り、ICTの授業の活用の頻度を高めていくことを行ってまいりたいと考えており

ます。特に、授業での活用については、多くの先進事例を参考にしながら、アクティブラーニングといった対話的な深い学びの中で、どのようにICTを効果的に組み入れていくかを研究したいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○10番（池辺己実夫君） いろいろ本当に細かく答弁していただきありがとうございました。

質問に当たって、冒頭にも述べましたが、今の小学生が大人になるころには、いろいろな意味で、ICTの進展により私たちの生活様式は大きく変化していることと予想されます。教育長の答弁にもありましたように、来年度から始まる新しい学習指導要領では、子供たちの情報活用能力を育成するため、ICTを活用した学習活動の充実がうたわれているということです。市長、予算が本当に厳しい中ではあろうと思いますが、根本市長がいつもおっしゃるように、教育は未来への投資です。ぜひとも確実な推進をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で10番池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

次に、4番長田麻美君。

〔4番長田麻美君登壇〕

○4番（長田麻美君） 改めまして、おはようございます。日本維新の会、長田麻美でございます。市民の皆様へ御支援をいただきまして、2期目として登壇できますこと、この場をおかりしまして感謝申し上げます。さらに身を引き締め、引き続き心つながる優しさのまちづくりをモットーに働いてまいります。今後ともよろしく願いいたします。

通告書に従いまして、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

まず、おくのキャンパス、奥野小学校、第二中学校の義務教育学校について質問をさせていただきます。この質問に関しましては、以前、同僚議員からもありましたが、進捗や詳細について質問をさせていただきます。

義務教育学校は、来年度より開始予定とお伺いしておりますが、変更などはないか、開始時期について、改めてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） おくのキャンパスの活動は、児童生徒数の減少が進む奥野小学校と牛久第二中学校において、学校の存続を図ることを目的に、市内どこからでも奥野地区へ通うことができるようにする小規模特認校制度の活用と、あわせて特色ある教育活動を行うことで学校の魅力を高め、児童生徒数をふやし、学校の存続を目指して取り組んでいるもので、ことしで4年目を迎えます。そして、その成果として、平成31年度の4月の時点では、約70名の子供たちが、岡田地区、ひたち野地区、牛久地区から通ってきてくれています。しかし、そ

れでも牛久第二中学校は今、県南地方では一番小さな学校となってしまうのが現状です。

そこで、今後さらに一歩進んだ活動を進めていくために、昨年の第3回市議会定例会で石原議員の御質問にもお答えしましたように、来年、令和2年4月から、奥野小学校と牛久第二中学校を1年生から9年生までの1つの学校である義務教育学校とすることを目指して、今年度、準備をしているものです。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） まずは義務教育学校として、現行の両校舎を使つての開始だと思います。しかし、同じように一貫教育を始めた近隣自治体からは、校舎が2つに分かれていると何かと不便であるとお話も耳にいたしました。

市が目指す一環教育のあり方のためには、将来的に1校舎にすべきであると考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 来年4月の開校時点では、現在の奥野小学校と牛久第二中学校の2つの施設を併用した「施設分離型の義務教育学校」を想定しています。義務教育学校にすることで、9年間のカリキュラムを組んで、一貫した子供たちの育ちを実現するとともに、今後、小学校から中学校へ進学する段階での転出も減ることと思います。

しかしながら、分離型では異学年の交流活動時に、児童生徒、教師の移動時間が長くなることや、全児童生徒の実態を職員全員で共有することが難しくなるなど、運営上の弊害の残ることが先進自治体の事例からも報告されています。

また、学校施設面から考察すると、奥野小学校は築50年を経過しています。そこで、昨年度に作成しました牛久市学校施設長寿命化計画では、奥野小学校については、長寿命化の延命措置よりも改築の方向性が示され、建てかえの際には一体型の義務教育学校としての整備を検討することが位置づけられているところです。

このようなことから、一旦、施設分離型での開校となりますが、将来的には、できるだけ早い時期に施設一体型の義務教育学校にしたいと考えています。現在は、1年生から4年生までが奥野小で、5年生から9年生までが二中というような形でスタートできればなということを考えています。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 一貫校となると、校長先生も1人になる可能性もありますので、なるべく早い段階で、1校舎で9年生までが生活できるようになるように望みます。

義務教育学校となると、1年生から9年生として9年間生活をし、一貫した教育を受けることとなりますので、おのずと、今まで6年生で行われてきた卒業式はなくなってしまうことと

思います。

しかし、児童の中には、中学校から私立の学校に進学することを選択する子もおりますので、節目として思い出を共有する観点からも、卒業式またはそれにかわる式典を用意すべきではないかと考えます。お考えをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 義務教育学校では、1年生から9年生までの学校ですので、1年生の入学式と9年生の卒業式となるため、6年生時点での卒業式はなくなります。

しかしながら、先進事例を見ますと、9年間の義務教育学校での学びを、前半6年間の前期課程と後半3年間の後期課程で分けて、6年生の終了時点で前期課程修了式とか継志式といった式典を行っている例もあります。

子供たちが前期課程、後期課程の区切りを意識することは、それぞれが自分の人生に真摯に向き合う貴重な機会になるものと思われれます。例えば、「中学生の後期課程になったのだから志も新たに頑張ろう」といった、新たな気持ちで取り組むきっかけともなると考えます。

そのような観点から、今後の検討の中で前向きに捉えていきたいと考えています。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 前向きな御答弁をありがとうございます。

次に、この質問は過去にも私が市内中学校の制服変更について質問させていただきましたが、義務教育学校になれば、学校名や制服、校歌、校章等々さまざまなことを新たに定めることになるのではないかと想定できます。この件に関し、お考えについてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 奥野小と牛久二中が義務教育学校になるということは、別の新しい学校ができるということですので、新しい学校名となり、校歌や校章も新しくなると想定されます。

学校名につきましては、学校施設条例の中で明確にしなければならないため、条例制定時には決定されるものとなっております。しかし一方では、制服や校歌、校章などは法的根拠によって決められているものではなく、独自に考えることができると解されます。過去の牛久における中学校開校時の例を見ても、校章や校歌など必ずしも開校時にそろっているものではなく、その学校に新しく入ってきた子供たちが自分たちで決めていったという経緯もございます。現在の考え方では、開校後に、保護者と学校と地域の皆さんが納得した中で決めていくこともいいのではないかと考えております。

また、私も先々週、中体連の野球の審判を行いました。諸橋議員も審判をされると思いますが、私もそれに行ったとき、感じました。この部活のあり方も少し変わるのかなということも

ございまして、非常に今、女性が多い、野球ですけれども、女性も目立ってございまして、ですから、これに合わせて、そういう部活も年齢差を変えて、できるのではないかなということ考えております。

義務教育学校にふさわしい教育、キャンパス、そして特色である学習学校としての期待を寄せるところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） ただいま市長より、開校してから独自に生徒たちや学校に関係するみんな決めていくことも手であるという御答弁をいただきましたが、制服に関してなんです、今議会の同僚議員の質問の中で、龍ヶ崎の中学校でも開校してから制服などを決めた学校もあったとの答弁がありました。その学校は、校則も制服も決めずに開校し、それら決定までの間、私服登校であったりして、生徒や保護者が大変困惑していたということを当時聞いておりました。また、校則がないため、派手な私服や髪の毛を染めている子もいて、近隣住民の方も心配していたとのうわさもありました。この件に関しましては、十数年前の話ですので、現在の子たちに当てはまるとも限りませんが、いろいろな決定は学校単位で決めていくということは重々承知しておりますが、市としてやはり方向性だけでも決めておく必要はあると考えます。

また、後から決める可能性があるとの答弁でしたが、これからまさに現6年生は、中学校の制服を購入しなくてはならない時期であります。義務教育学校になって、制服が変わるかもしれないとお考えの保護者も中にはおられます。

以前の制服に関する質問の中でも出しましたが、市長も着ていた昭和のデザインを、平成、そして令和の子、令和の時代に通う生徒たちが着ている。そういうことも踏まえていただきまして、これはおくのキャンパスに限ったことではなく、いろいろな学校の保護者から、いつまでこの制服なんだというお声が本当に多いので、市内中学校の制服の可能性、もしくは全小学校を対象とした、全学年を対象とした中学校の制服変更のアンケートなど、まず行う可能性があるかについて、市長に再質問をさせていただきます。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 制服については、さまざまな意見を出すことが一番いいのかなと私は思っています。でも、私も一中時代、今と変わらずその制服を着ているわけでございます。かって今、外国では、その制服というものが非常にすばらしいということも言われているものもございます。それがどう映るのかわかりませんが、ただやっぱり、これから学校に入る方、そして、その学校で生活する方々が決めることが一番、私はその校風に合った、そして、これから制服を含めて、いろんなことで、その校風をつくっていただくことが、まさしく

子供たちということを私は考えております。そういう観点でもって、いろんなアンケート、そしていろんな、皆さんとも話し合いがこれからなされて、私は時間がかかってもいいのかなと思います。

ただ、その時間においては私服で登校するという事も考えられます。ただ、その私服においても、昔よりは、そういう派手でないというか、今、皆さんは結構、最近はおしゃれでございますので。そういうことで、いろんな議論がなされ、それが、私たちはその学校に対して一番なじむ姿なのかなと、私は思っております。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） ただいま御答弁いただきましたように、急いでつくるものでもないと思いますし、市長の一番大事にしてきた対話という面でも、子供たち、そして保護者に向けたアンケートというものは大変必要であると思いますので、ぜひともアンケートを行っていただいて、市民、子供たちの声を聞いていただけたらなと思います。

次に、今までおくのキャンパスは地域連携を大変重要視してまいりましたが、カップ塾やふれあいまつりなどを筆頭に、さまざまなことを地域の皆様に御参加いただき、今のおくのキャンパスがあることは周知の事実でございます。

義務教育学校化に伴い、それに関する説明や、そして今後の地域との連携についてはどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほどの制服等の話なんです、ひたち野にも中学校ができますので、そちらのプロジェクトチームも市民を巻き込んで進めているところなんです、おくのほうもプロジェクトチームを庁内でつくりましたので、そういったところも市民の方や地域の方を巻き込みながら進めていきたいと思っています。

地域連携の件ですが、おくのキャンパスの特色ある教育活動は地域との連携によって支えられている側面があり、そのことが学校の魅力を高める大きな要因となっていると思っています。そして今後、義務教育学校となった場合でも、地域との連携は一層推進していかなければならないことと考えていますので、奥野小と牛久二中の義務教育学校化の検討においても、保護者だけでなく、地域の皆さんへの適切な情報提供と意見交換を実施しながら、協働で進めていかなければならないものと思います。

具体的には、4月に行われました、奥野小、牛久二中のPTA総会で、来年の4月開校を目指して義務教育学校化を進めたいという方向性を保護者の方々に説明させていただきました。そして、5月の末に奥野地区の区長さん方、学校運営協議会委員の皆さん、PTAの役員の方を対象に説明会を実施し、義務教育学校化を検討している背景や、義務教育学校とはどう

いうものか、また、義務教育学校となった場合によくなる点や課題と思われる点などを説明し、御意見をいただいております。そして、そのときの総意として、来年4月開校を目指した検討を進めていくことを御了承いただきました。ただ、これらは役員の皆さんへの説明でしたので、6月に入り、地域の皆さんに対して、義務教育学校についての説明資料を奥野地区全世帯に回覧し、情報提供を実施するとともに、その資料を見ていただいた上での御意見や御感想の募集を現在行っているところです。また、保護者の皆さんに対しては、7月初旬に奥野小学校を会場に、保護者全員を対象とした説明会の実施を予定しています。

義務教育学校となった後のおくのキャンパスの活動がますます豊かになるよう、検討・準備段階でも地域との連携を大切にしながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 現在、市内小中学校の校長先生、教頭先生の任期が3年未満であることが多いと存じます。管理職の人事に関しましては、教職員の方の意向は少なからず聞いていただけると聞いておりますが、この件に関しまして、私なりに調査をさせていただきました。

まずは、人事権のある県教育委員会のお考えをお伺いしたところ、特に教頭先生に関しては、さまざまな学校での経験を生かし校長職になるべくのお考えであることが大きいことがわかりました。この件に関して異論があるわけではございません。さまざまな地域の学校教育生活を過ごすことで、多様なニーズに対応していく経験は重要であると思っております。

また、国のデータといたしましては、教員人事のルールとして、各教育委員会において勤務年数の標準や上限に関する規定を設けているケースが多く、おおむね6割、教頭を含む管理職については、こうした設定を設けている割合が一般教員と比類すると低く、おおむね3割となっているということでした。

あわせて、文部科学省の人事異動対象となる全国の同一校、勤務年数について調べましたところ、全国的に6年から10年以上の在職の者は異動に努める方針がほとんどを占める割合でありました。中には、もっと長いところもあり、記載がない県もございましたが、この6年から10年以上という方針なので、牛久市はそれよりもさらに短い3年未満が多いということもわかりました。

この調査で感じた点は、今までの国や県の学校教育の中で設定してきた点、そして想定してきた点、人事に関してですね、果たして本市の教育に当てはまっているのかという点でございます。

牛久市教育長の目指す教育方針、そして成果を上げてきた学び合い、地域連携と自然環境を生かした教育、そして特化した英語教育があつてのユネスコスクールの認定、端的に該当する学校は全国にあるとは思いますが、それら全てが融合され、実験的に行われ、成果があ

らわれている学校は全国的にも類を見ないのではないかと思います。私は、この学校運営に関し、実験ではなく、確信を持って進めてこられたからこそ、本定例会の中で、市長より、この学校教育が大きな役割を果たすとの答弁をされた経緯にもつながるのではないかと感じました。この学校教育を運営する上で、県や国がどこまで現状を把握してくれているのかということが疑問に感じるところでございます。今まで行ってきた牛久市の教育に関し、県、国が定める、今まで決めてきたことが、ちょっともう見合っていないのではないかと考えるんですが、また先ほど答弁いただきました地域連携に関しても、今後も大切にしていけるとの答弁をいただきました。この中で、今年度の奥野小学校は、校長先生、教頭先生など、ほか管理職の先生が一度に変わり、保護者や地域ボランティアの方々が不安を感じたという声が上がっていたことも事実であります。どんなにすぐれた先生方であっても、地域連携を重要視してきたことで密になった人間関係を再度新たに築くということには時間がかかることだと思います。それを再度構築する上で、その環境下の橋渡しを、1人も今までの管理職がない環境下で行うことは、教員側から見ても、学校に通う子、関連している市民目線から見ても、最初から円滑にいくとは思えません。

そして、3年以上の任期であっても、経験を積む件に対し、今までと違う観点から得られる点も多くあるのではないかと思います。

この件に関し、管理職の任期、学校に合わせた柔軟な人事ができるよう、県に申し入れをすべきではないかと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市内の教職員の身分上の上司は県の教育委員会であるため、異動や昇任等は県の教育委員会が行うこととなっています。

議員、御指摘のとおり、多くの校長が同一校に二、三年、教頭が2年程度の在職で異動の対象となります。また、牛久市は県南教育事務所の管轄となりますが、水戸など別の教育事務所から来た管理職は2年で戻るといった対象になっています。また、平成31年度の県の人事異動方針によると、同一校にはおおむね6年以上在職したり、同一の市町村にはおおむね10年以上引き続き在職したりする教師は積極的に配置がえをするものとなっています。これらの方針により、校長、教頭、教務主任が同時に異動となってしまった学校が昨年度末、今年度初めには小学校に3校ありました。

さて現在、奥野地区の奥野小、牛久二中を統合し、奥野に義務教育学校を配置する準備を教育委員会で進めています。義務教育学校における9年間の子供たちの学びを考えると、その学校の経営を行う校長が長くても3年程度の在職期間で、義務教育学校のよさを生かした9年間の教育課程を通して子供たちの成長を支えられるのかという議員の御指摘は、ごもっともであ

ると考えます。

また、本市の小中学校は今年度から全てコミュニティ・スクールとなりました。ここでは校長の考える経営ビジョンを地域の方に御理解いただき、子供たちの成長の姿を、学校、保護者、地域で共有し、ともに子供たちの成長を支えていくことが大切になります。しかし、ここでも校長が地域の皆様と関係を築き、地域の教育資源を十分に活用することを考えると、3年という在職期間では短いと考えます。

市教育委員会としましては、県教育委員会に、これからの子供たちの成長のために必要なこととして、今後も管理職の同一校の在職期間を延長いただけるよう要請してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 前向きな御答弁をいただきました。

この先進的な教育は、海外や他市町村の視察も多くあるということで、これは染谷教育長、根本市長の功績の中で大変大きなものではないかと思います。今後のさらなる発展に御期待を申し上げます。ぜひ、この件についても教育の面でアピールしていただければと思います。

次に、2番目の質問として、観光大使の一般市民起用についてであります。この質問に関しましては、当初、牛久市のPR戦略として、オリンピック聖火ランナーに牛久市を走っていただけるよう動くべきではないかとの質問もあわせて通告をしておりましたが、質問日の前に全員協議会で、それが実現したと正式発表がございましたので、観光大使の1点に絞って質問をさせていただきます。聖火ランナーに関しての具体的な詳細については12月ごろ発表できそうであるとのことでしたので、楽しみにしております。

牛久市の観光大使は、平成27年度より、当時、稀勢の里関、お笑いコンビのフルーツポンチの村上さんに務めていただいていると記憶をしております。両者とも地元出身の人気者として、市の知名度アップと観光PRをしていただき、非常に素晴らしい成果を上げていただいたと思います。ただ、大変お忙しい方々ですので、市のイベントやちょっとしたPRのためにお越しいただくことは大変難しいことだと思います。

そこで、広く市のPRができるよう、さらなる観光大使として柔軟に動いていただける一般市民を起用してはいかがかと考えますが、御所見についてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

現在の観光大使ですが、平成27年度より、当時は稀勢の里関でありました現荒磯親方と、お笑いコンビ、フルーツポンチの村上健志氏にお願いしております。観光大使として任命した理由といたしましては、公私にわたり全国各地で郷土牛久をPRしていただけるとのことで、

牛久市出身の著名なお二人を選出しております。著名な方々に観光大使をお願いすることにより、お二方の全国各地の活動中に牛久市をアピールしていただき、市の知名度向上に貢献していただいております。

御質問の一般の方の観光大使につきましては、個人の個性や経験などに優劣をつけることとなるため、その選考基準に慎重にならざるを得ないこと、茨城県と市町村の共同観光キャンペーン等、活動の場が限られることから、現在のところ任命はしておりません。特に、一般の方にPR活動をお願いする場合、その写真や動画等がSNS、ソーシャルネットワークサービス上に投稿される可能性が高く、人に見られることを職業の一つとしている現観光大使のお二人と比べ、一般の方を観光PRに起用することは、さまざまなリスクが想定されることから、難しいと考えております。

しかしながら、牛久市を広くPRしていただくためには、新たな人材とその活用が必要なことは言うまでもありません。観光大使の人選と起用について、他の自治体や各地で開催されているイベント等の事例を参考に、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 今後、牛久シャトーの飲食、物販のお話や駅前のエスカート活性化、そして今後ますますの牛久市のPR、発展のために、観光のPRのためにも、ぜひとも知恵を絞っていただきまして、ますますの発展を御期待いたします。

以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で4番長田麻美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時といたします。

午前10時53分休憩

午前11時03分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番加川裕美君。

〔12番加川裕美君登壇〕

○12番（加川裕美君） 日本共産党、加川裕美です。今、ここに立たせていただき、改めて身の引き締まる思いでございます。本日は、切実でリアルな市民の声、子供たちの声を2つの質問に託しました。通告に基づき、これより一般質問を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今春より、市内一律小学校全児童に通学用ヘルメットが牛久市より配付されました。1年生

は入学時、2年生以上は5月末から6月初旬に配付されたと承知しております。

最初に、公立小学校全児童がヘルメットを着用して登校することになった経緯と、学校長、教頭、PTA会長など限定された会合で説明したのみで、多くの現場の先生、保護者、ひいては着用する当事者の児童の認識がないままに早期導入された理由をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 小学校通学用ヘルメットにつきましては、平成29年10月5日付、茨城県保健体育課文書により導入促進の呼びかけがなされており、また、数年前から、毎年5月ごろには同課の依頼による小学校における徒歩通学児童のヘルメットの着用状況調査が行われています。以前から学校安全に係る施策の一つとして捉えておりました。平成30年6月に発生をいたしました大阪北部地震をきっかけといたしまして、登下校時や地震発生時の避難に際し、頭部を守る役割を果たすとともに、下校後にも自転車に乗るときなどに着用してもらうことで、児童の安全性を少しでも高めようということで導入を決定したものでございます。

導入に当たりましては、導入方法や着用に対する弊害、不安の声が一部の保護者から寄せられてはおりますが、災害時や交通事故などによって子供の命が失われることを少しでも減らすということができればという思いで導入を決めたものでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） ありがとうございます。

ブロック塀倒壊事故を受けて、大阪府高槻市では直ちに全市内の危険なブロック塀を、国からの交付金を受けて撤去もしくは改修しております。昨年、ここ牛久市でも迅速に点検をされ、約180カ所の危険なブロック塀、危険が想定される塀を通学路において目視確認したと承知しております。

また、現在、市内各地域において、児童生徒、車両との接触事故が多発している交通危険箇所がございます。多くは、信号機や歩道が確保されていないために危険度が増していると周辺住民からの声があります。なぜ、最大の事故要因に公費を使わず、なれないランドセルに加えて、小さな頭にヘルメット通学が優先という流れにつながったか。この疑問が、特に導入時期が早かった1年生の保護者様から寄せられております。どうぞ、この点についてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

通学路の危険箇所というものにつきましては、私どもも毎年、安全プログラム点検ということで市内全域をチェックし、国、それから茨城県とも共同で調査をし、できるものから着手するというので、もちろん対応をしているところでございます。

ただし、通学路というものは、子供が通る道全てを通学路とっておりますので、どの程度の危険があるにせよ、やはり危険箇所と言われてしまうと、それは何十カ所、何百カ所、もしかしたら何千カ所と。それを一気に全てやるということは、物理的にちょっと不可能な部分もあります。

そういった、もちろん安全対策工事というものをやりつつも、一方でヘルメット等の着用をしてもらって、少しでも万が一の場合のリスクを減らしたいということでもった政策だということをお理解いただければと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） ありがとうございます。

子供の事故は通学中のみならず、放課後、または急坂、狭い道路、信号機のない箇所で見られます。御答弁のとおり、想定外の場所も数多くございます。民有地に危険箇所が多々存在することもまた事実でございます。その全てを一様に撤去することはできませんが、ブロック塀除去、生け垣整備を行うなど、自治体が民間の工事費の3分の2を補助する制度を創設した場合、国交省より3分の1の交付金があるという制度もございます。この質問は、同僚議員が以前、定例会において質問されています。ぜひ、いま一度この制度を見詰め直し、児童の安全を根本から、原因から確保していただきたい。事故再発防止の観点から、そう願ってやみません。

次いで、配付された通学用ヘルメットについてお伺いします。なぜ、このヘルメットに決定したのか。入札の方法、基準となったヘルメット、ほかにどのような候補を検討されたかなど、時系列でお聞かせいただければと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

ヘルメットに限らず、通常、物品等を入札で購入する場合、まず1つの製品を選択した上で、競争性を高めるために、他社の製品であっても、指定した製品と同等以上のものであれば可とする条件で入札が行われます。

今回、小学生通学用ヘルメットにつきましては、中学生が自転車で通学のときにかぶっているようなタイプのヘルメットなども検討した中で、軽さや通気性を備えた上で、予算の範囲内で調達可能な自転車用のヘルメットを選択したというところでございます。県内他市の例でございますが、中学生が自転車でかぶっているような工業用ヘルメットに近いタイプのものを導入している団体が多い中、本市においては、着用時の快適性なども考慮し、ロードサイクルタイプのヘルメットを導入したという経緯がございます。

入札に当たって、製品の条件といたしましては、こちらが欲しい製品の形状などを正確に伝

えるために、1つの製品を提示した上で、SG基準の適合、重量、素材、通気口の数、サイズ調整機能などの条件を定め、条件以上の性能を有する製品であれば、他の製品であっても入札を可としたものでございます。

次年度以降、通学用ヘルメットの調達を行うに当たりまして、外観がほぼ同様のものであれば、予算の範囲内で販売されている数あるヘルメットの中から、改めて、よりコストパフォーマンスの高いものを選択し、競争入札によって調達してまいる考えでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） ありがとうございます。入札資料の御準備に深く感謝申し上げます。議員全員に配付していただいたこの資料には、ヘルメットの写真4点が掲載されたページがございます。お手元に資料がある議員、各自様、ぜひそのページを開いていただけたらと思います。

引き続き、こちらのページを御参照いただきながら、1年生の保護者からお寄せいただいた御意見を御紹介いたします。

左端のヘルメットが採用されたヘルメットでございますが、このヘルメットのストラップが、他社製品もしくは御自宅で使っている製品と比べやや長く、ヘルメットのストラップがランドセルの金具、水筒のひも、ショルダータイプの手提げと絡まる。説明書には、自転車通学用と明記してあるが、大丈夫なのか。学校から、水泳時の授業の際は髪をまとめるように指導されている。まとめ髪で登校すると、このヘルメットが浮き上がる。1人ではまとめられないため髪を切った。下校してすぐバレー教室があり、これまではおだんご型にして通学していたが、ヘルメットが浅く着用が難しい。毎回お迎えに行き、車中で髪を整えるのが大変。アトピー体質のため帽子にしていいかと先生に確認していたら、まだひどくならないなら我慢。必要ときは診断書提出または教育委員会に直接電話をと申しわけなきようにアドバイスをされた。暑くて帽子が大嫌いな息子にメッシュタイプの通学帽を昨年購入したら、やっと我慢してかぶるように。ヘルメットになってからは、手に持って登校し、叱られている。これは2年生以上のお子様です。そして、6年生。冷却シートをヘルメット内部に自分で両面テープで張って、自衛して登校している。このような御意見が寄せられております。

また、6月に市内全小学校を視察させていただきました。いずれの学校でも、校長先生、教頭先生に御対応いただき、大体問題なくかぶっている。しかし、収納場所がない。調節ベルトが壊れるケースが多いとのコメントがあり、各校ロッカーをつくったり、調節ベルトの故障の原因となるランドセル収納をやめたりと、急遽対策を急いでいるそうです。壊れたベルト、パーツ、ヘルメットは8月末まで初期不良ということで市側が対応をしていただけるので安心したとおっしゃっていました。

登校風景の写真を拝見した学校もございましたが、1つ気づいた点は、低学年児童が水筒や手提げかばんを手持ちにして両手が塞がった状態で歩いていることです。これは、前述のとおり、この長いストラップが引っかかること。歩きながら水を飲んだ際、ヘルメット着脱の不便さを避けるために、そのまま水筒や荷物を手に抱える傾向にあると推察されます。市の教育委員会のホームページにも、水筒と思われる荷物を手持ちにした1年生が左端に映っております。学校で登校時に水を飲むことは原則禁止されておりますが、この猛暑の中、子供たちはどうしても水を飲んでしまいます。その際に、1年生は水筒のひもが短くかけられているため、一度ヘルメットを脱いでから水を飲まなくてはなりません。そうなると、またヘルメットを再度かぶったときに、水筒を頭からかけることができません。このように、首に2本、3本、ひもが絡まった状態で通学している生徒さん、ふえております。

そこで、市ではどこまでこのような現場、児童の現状を把握されているか、また、市民からはどのような声が市に寄せられているかをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 市民の方から具体的に、どういう状況でということが直接は入っておりません。今回、議員さんと打ち合わせをする中で、いろいろ情報提供をしていただきました。

このあごひもですね、この長さが絡まってしまうということであれば当然、業者さんのほうでそういった対策などもお願いできるでしょうし、一方で、長い部分を何かで結わえておくということも、ちょっとした工夫でできるのではないかと思います。

いずれにしても、安全のために配ったヘルメットで危険になったら、これは元も子もないということですので、着用の仕方についても保護者の皆様にも十分御理解いただき、もちろん水を飲むなど言うつもりもございませんけれども、その辺の、ヘルメットをかぶった状態で水を飲む場合の御指導なども御家庭でしっかりといただければいいのではないかなと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） ありがとうございます。ただいま、個々の事情には学校で柔軟に対応していただく、またはメーカーに解決を求めていくとの御答弁、大変ありがたく存じます。

一方、市の認識と教育現場、保護者に大きな差異がございます。黄色い帽子をかぶって登校したいと担任の先生に申し出たところ、校長先生か教頭先生と直接お話しくださいと言われ、引いてしまったというケース。また、都内から転居、牛久市内の実家で2世帯で住む予定であった息子さん夫婦が、朝のヘルメット登校を見て言葉を失い、急遽、同居が取りやめになってしまったという、児童以外の市民に与えた影響もございます。

そんな中、某小学校では地域教育連絡会会議を開き、いち早くこのようなお手紙で対応されるようです。教育委員会の方も御同席されたとお伺いしております。一部紹介させていただきます。

通学用ヘルメットの今後の使用についてお知らせ。これは予定でございます。

通学用ヘルメットが牛久市より全児童に配付され、本校児童も登下校で着用しているところですが、今後、気温が上昇してくる季節となります。そのため、本校では今後、以下の対応をしておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

1、ヘルメットは児童の命を守るために必要なものですが、お子様の通学距離や体調等、それぞれの実態を考慮し、登下校時に熱中症等の心配がある場合には、保護者の判断でヘルメットか黄色い帽子の着用を選択して登下校させてください。これは年間を通じて同じ対応とします。

2、学校でお預かりした黄色い帽子は本日返却いたします。学校で使用するにはその都度御連絡いたします。

まさに、今どきの言葉をかりて言えば、神対応というべき内容です。

このようにさまざまな論議が起きている中、一方、お子様が3人いて、自転車用ヘルメットがなかなかそろえられず、配付していただいて本当によかったという御家庭。伺ったところには、私立小学校に通う児童の保護者から、ぜひ欲しいという御要望も寄せられたとのこと。

市長が無償配付を決められた背景に、大切な子供たちの未来を守るという強い信念があったと確信いたします。配付により、自転車に乗るときにヘルメットをかぶる児童がふえたことも事実でございます。しかし、徒歩通学にまで、さらにはおくのキャンパス送迎バスの車内においてまで一気に着用を奨励されたことは、保護者の理解、何より今を生きる子供たち、そしてこのまちに暮らそうという新世代の感覚に照らし合わせて、やや困難があったのではないのでしょうか。

以上を踏まえて、ヘルメット通学について、今後どのようにお考えか、お伺いいたします。故障対応や取扱店、購入した場合の予定価格、半永久的に無償配付を続けていくのか、中学生への配付はないのか。こちら、市民から要望がございます。あわせてお答えいただければと存じます。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

繰り返になってしまいますが、今回のヘルメット配付につきましては、子供たちの安全のための施策でございます。教育委員会としても、学校といたしましても、なるべく子供たちにかぶっていただきたいということは言うまでもありません。今、議員からいろいろ、保護者の

声を御紹介いただいたわけですが、その声を聞いて、ほかの方がどう感じられるかはいろいろだと思いますけれども、それについては具体的には述べませんが、そういう中で、どうしてもやむを得ない理由でかぶれないというお子様に関しましては、どうぞ学校と御相談いただいて、学校の柔軟な判断をいただいた上で、かぶらないということに対してはやむを得ないのではないかと考えております。

ただし、初めからかぶらなくていいという通知は今回のこの政策の趣旨に反するものでございますので、あくまでも各校にはヘルメット着用の指導はしていただきながら、個々のケースごとに、状況によって合理的かつ柔軟に判断していただくように、校長会を通して各学校にお願いしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私が、このヘルメットについては昨年の9月ですか、どうにかならぬいかということ。実際、つくばのある学校では、防災頭巾、小学校に入ると全部買うという話でございました。でも、学校に置いていて、使ったことがない、いつも座布団敷きになってしまうという話を聞いておりました。

私は、第一に子供の安心ですね。やっぱり、交通事故ではなくて、日本には大きな地震とかいろいろな災害がございます。それで、学校時、そして登下校。学校時においても、もし何かあれば、そのヘルメットをかぶりながら避難するというところでございました。

いろいろなことによっては、まず軽量化、通気性がいいのか、そういうことを検討しまして、負担のないものを選ぶということで、多少お金がかかりました。でも、お金はかかったとしても、子供たちの安心・安全ならば、私はこれは決して悪い施策ではないと思います。

数年前から、こういう学校の指導では来ていた、また警察からもそういう話でございました。なるべく子供たちの安全には、自転車ばかりではなくて、ヘルメットも必要ですね。というのは、子供たちが転倒して一番多いものが頭ということです。そして、その年代的にも、7歳、8歳児、非常に低学年でございました。だから、そういうことを私は思いました。

それで、他の市町村の事例を見ましても、事故があってから行った市町村が随分、ほとんどでございます。でも、私たちは、何かできないかということを常々考えております。ですから、今、交差点での事故、いろいろございます。それにあわせて今、早速、交差点のガードレールを指示しまして、なるべく危険な場所、とりわけ通学路の場所を選考しながら、ガードレールの設置、それから鉄のポールを設置、そういう事故が起こらないように指示しています。

ですから、私たちは、やっぱりいろんな御意見があることはわかります。ただ、一の一番地には子供たちの安全。暑いとか、ファッション性とかいろいろありましようが、恐らくこれは、これからのいろいろ災害がございます。交通事故、地震、そういう災害についても、おのずと

こういう時期が私は来るのかなど。皆さんも、車のシートベルトでございます。あれは最初は推奨すると。今は義務化でございます。今は、後ろの座席までそれでございます。ですから、安全に関してはさまざまな、大きなうねりがございまして、そういうものに対して、私たちはどのように対応していくかということ。

まだまだ子供の安全に対しては足りない部分もございます。先ほど、ブロック塀とか、いろいろございます。ただ、今すぐできないことで、いつまでもそれでもいいのか。ブロック塀だけではなくて、一番、私が心配なことは瓦の落下です。ブロック塀だと、ある程度逃げられます。ただ、上からの瓦の落下、それからいろんな枝の落下はやっぱり難しいなと思っております。ですから、そういうものを、瓦屋根をやめるとかそういうことはできないし、ですから、そういう予想できないことも我々は考えて、とにかく子供たちの安全が第一と考えて、やった施策でございます。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 大変御丁寧な御答弁、ありがとうございます。

今、市長より、通学路の整備、落下危険物、通学路、交通安全などに対する丁寧な、前向きな御答弁をいただきました。

しかし、これから猛暑の日々が始まります。昨日、同僚議員よりも、異常な暑さに子供の体は対応しにくいというコメントもございました。言うまでもありませんが、帽子がヘルメットにはならないように、ヘルメットもまた帽子のかわりにはなりません。熱射病による死亡事故も近年増加する傾向です。

黒色のスチロールで保護された頭部が何度になるか。炎天下、ランドセルを背負い、40分歩いたらどうなるか、私は娘で実験いたしました。娘は、約40分かけて学校に行き、1年生がいるときは45分以上かけて帰ってまいります。ふだん、娘の平均体温は36.0度です。そして、ヘルメットをかぶって、配付していただいた6月の終わりごろ、大変暑い日がありました。帰ってきた直後、彼女の体温は37.8度でした。そして、同じく暑い日が続いた日に、今度は普通の帽子で40分間、外で遊ばせて、体温をはかりました。37.2度でした。これは、一概にこの実験が正しいとか、正しくないとか証明できるものではございませんが、暑い、危険、それは事実でございます。そして、通学路の危険も、自動車事故の可能性もゼロではありません。

繰り返しになりますが、通学時のヘルメット着用にして、市教育委員会からの明確な、登校時のヘルメットは体調や事情に合わせて着用、非着用を保護者に一任しますという一文を、私たち保護者や子供たち、そして何より子供たちを見詰めている現場の先生方、保健の先生方も待っていらっしやいます。この一文を、市及び教育委員会から全保護者宛てに配付してはいた

だけないでしょうか。こちらの御答弁は、教育長及び市長にお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まず、ヘルメットの件ですが、実は去年の4月に市内のある生徒が交通事故に遭いました。頭を打って2カ月半入院しました。学校に戻ってきましたが、高次脳機能障害ということで、きのうのことを忘れてしまうというような状況が続きました。その子はその後、その交通事故の場面を通るとフラッシュバックをするということで、この4月に市内の別の学校に転校しました。昨日、その子の続報ということで学校に聞いたんですが、事故が起こって1年と2カ月たつんですが、相変わらず、別の学校でも忘れてしまうと。過去のことも思い出せないし、二、三日前のこともついつい忘れてしまうんだという話を聞いたときに、やっぱり頭は大事なんだなということをつくづく感じました。何よりも、命というものは最優先にすべきかなということがあって、ヘルメットは大事かなということを考えています。

それと、今、帽子の件なんですけど、教育委員会のスタッフもこの間、帽子をかぶって歩くことと、ヘルメットをかぶって歩くという実験をうちの職員で6月17日にやったんです。その結果は、40分ほど歩いていないんですが、短い時間では対して変わらないという実証実験をとったんですが、ただ40分間歩くということはないので、もう一度そういうこともこちらから検証してみたいと思うことと、先生方と一緒に本当に何が大事かということを考えながら、文書の件は検討していきたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 市長からの御答弁はいただけないでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は、まず子供の安心です。それが最優先とするのかなと。それ以上に、そのほかに保護者の判断がどのようにされるのかということもまた、私は尊重しなければいけないと思いますけれども、それを配付した当事者としては、やはり子供の安心が一番ではないかなと。

よく暑さと言われますけれども、かえて帽子より、ヘルメットの空間がございます。通気性も非常にいいです。ですから、私もデータをとったわけではないんですけど、その辺については、ちょっと私もどうなのかなと思いますけれども、ただ、衝撃に強い、何かに強いということは、帽子よりは、私はいいのかなということを思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 重ねて丁寧な御答弁に御礼申し上げます。

納得しないまま突然かぶることになったヘルメットは、児童にとって安全なものにはなりません。一見きちんとかぶっているように見えても、見えないところで脱ぎ、あるいはストラッ

ブを締めない、ぶかぶかのまま嫌々続けているという、今度は御本人たちからの訴えもございました。彼らには人権があります。ことし、虐待を訴えて保護された女子児童が、当人の意思より父親の意見を優先されて、結果、死に至ったという悲惨な事件もございました。通学時のヘルメット着用について、いま一度論議を重ねていただくこと、心よりお願い申し上げます。

無償配付された小学生のヘルメットにより、さまざまな可能性も広がってまいりました。放課後の交通安全、防災意識の向上はもちろん、歴史遺産をめぐるキッズサイクリング等々です。市長が構想された、笑顔のまちなしく、自転車健康増進のまち、新しいイメージで定住促進に向け、これからもともに努力を続けさせていただき所存でございます。

次に、牛久市立第一幼稚園の駐輪場と駐車場についてお伺いいたします。

まず、現状についてですが、同幼稚園は職員と在園児合わせて67名、うち車で送迎が9割という状況に対して、専用駐車場は14台です。現在は仮措置として、建設中の中学校グラウンドの一部を駐車場として7月まで使用、以降は園から約70メートル離れたテニスコートのフリースペースを市民と共用で使うことになるそうです。こちらの駐車場は園専用ではなく、とめられない懸念もあるほか、小さな子の手を引き、狭い道路を通過して登園することに不安の声が上がっています。そして、駐輪場の設置がなく、今は空きスペースにそのまま駐輪。屋根もなく、固定器具もないため、にわか雨や強風のために困り、子供の乗降にも危険を覚えるそうです。

第一幼稚園の現状とこれまでの経緯について、御認識をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 牛久市立第一幼稚園の新園舎の用地につきましては、ひたち野うしく中学校の用地として購入した土地に、試行錯誤を重ねた上でレイアウトし、その用地を捻出したものでございます。

その中で、幼稚園の14台の駐車場につきましては、あくまで送迎時の短時間の駐車を想定したものであり、長時間駐車する場合には、ひたち野うしく中学校北側敷地の駐車場を利用させていただこうと計画したものであります。

また、幼稚園の南側には隣接して41台分の駐車場がありますが、出入りが住宅地内の区画道路となっております。事前に行った第一幼稚園建設に関する説明会では、保護者の送迎により住宅地内を往来する自動車の増加に対する御心配の声も寄せられたことから、この駐車場については、日中、車の動きがない小学校の教職員等の駐車場としたところであります。

なお、参考までに第二幼稚園の駐車場につきましては、幼稚園の敷地内に数台分の駐車場はあるものの、ほとんどの方が牛久小学校の駐車場を小学校と共用しながら利用いただいている状況にありますが、特に問題なく運営を続けてきております。

以上のことから、現時点では、新たに第一幼稚園専用の駐車スペースを確保することは考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 御答弁ありがとうございます。

話が少し戻るようですが、駐車場について、今、御説明のありました幼稚園の園庭正面の南側約41台の駐車スペース、こちらは現在ひたち野うしく小の職員専用とされているようですが、立地的には園専用のほうが自然です。また、一部の父兄に配られた同園の説明図では、駐車場とのみ記載されていたものがあり、入園後、使えないと聞いて驚いたという保護者の声があります。こちらのスペースは、当初は園の駐車場だったのでしょうか。確認の意味でお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

説明会時、先ほども申し上げましたが、近隣の住民の方から、日中の出入りが多くなったりするのが困るというお声もありまして、結果的に41台分の駐車場は、日中、極力移動のない車の出入り。朝に入れて、夕方に出るというものに絞ったということで、当初、どの駐車場という具体的ところまで決定はしていませんでしたが、そもそもこの中学校の建設が始まる前に、ひたち野うしく小学校で駐車場が不足するというので約150台分の仮設駐車場をつくっていたという経緯から、基本的には小学校の教職員等の駐車場を想定したものでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） ありがとうございます。状況や経緯については承知いたしました。

ここで、今後という点について言及したいと思います。御答弁のとおり、7月以降は正門側駐車場14台と、約70メートル離れた市民と共有のフリースペース駐車場を使用する予定ということでございます。また、重ねて駐輪場についての要望も上がっています。それを受けて、第一幼稚園の役員さんが実施したアンケートを御紹介させていただきます。市内16カ所の幼稚園、保育園からなる幼児安全ひまわりクラブという組織に所属する同園の役員さんが中心となり行われたものです。在園児60名のうち54名が回答しています。こちらが、園からお預かりしたアンケートでございます。ただいまより、このひまわりクラブ主催の、駐車場についてのアンケート結果を一部御紹介させていただきます。

2019年6月14日、牛久第一幼稚園ひまわりクラブ。有効回答数54。園児の数は約60名と伺っています。

1、現在利用している主な通園手段。「車のみ」34名、「車、自転車」8名、「車、徒歩」

3名、「自転車」6名、「徒歩」3名。こちらを円グラフにして表示していただきましたが、約93%の保護者の方が車で送迎を行われております。

2番。8月以降、正門側駐車場14台と北駐車場テニスコート前共有60台を利用することに賛成ですか、反対ですか。「賛成」10名、「反対」43名、「どちらでもない」1名。「反対」に丸をつけた方は、なぜそう思いますか。「園舎までの道が狭い」。これはテニスコートまでの駐車場のことですね。「園舎までの駐車場までの道が狭い。危険を感じる。現在は歩道もなく、草が茂って左端に寄れない。工事車両の行き来も多く怖い」41名、「車の出入りがある中、自転車の方、全園児が道路を通過して園舎に入る経路を危険に感じる」3名、「雨天時など傘を差し、下の子を連れ、荷物を持って、在園児の安全を確保しながら登園する危険性を感じてほしい。70メートルの距離でも幼稚園児には大変」。こちらが主な声です。

さらには、「皆さんのアイデアで、理想でも構いません。こうした方がいいのではというプランがあればぜひ教えてください」という欄にこんな回答がございます。「現小学校職員用駐車場を使用させてほしい」20名、「経路にガードレールを整備」10名、「中学校に通路をつくるなどできないか」6名、「幼稚園の北側の林の部分に駐車場や乗降場所を設置してほしい」4名、「登園時の時間帯だけでも一方通行、スクールゾーンにできないか」3名。こちらは、駐車場に対しての要望アンケートの回答です。

さらに、次は駐輪場に移ります。屋根付きの駐輪場は必要だと思いますか。「必要」44名、「不要」9名、未回答1名。

そのほか、「駐車場、駐輪場について意見があれば御自由に御記入ください」という欄に、「何か起こってからでは取り返しがつかない。小さい子供たちの安全・安心を第一に、楽しく登校園できる環境を与えてほしい」13名、「駐輪場に屋根が欲しい。悪天候でも使いやすく、下の子を含め子供をぬれさせずにおろすことができる」9名。このようなアンケートの結果になっております。

これらの保護者みずから実施されたアンケートを踏まえて、どのような対応をお考えか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

今、アンケートということで、ちょっと大分、恣意的なアンケートという気がしないでもないんですが、その中で、例えば園舎の前の道が狭いかというお話がありましたが、こちらにつきましては、中学校が開校するまでには、現状の道路から、学校側がセットバックをしまして6メートルに拡幅されて、約1.5メートル程度の路側帯を設けて、また、グリーンに塗って、歩道という扱いにはなりません、一応、視認性のいい形で設置するというようなことも

考えてありますし、先ほども答弁いたしました、そもそも中学校の北駐車場にとめて、お子さんを連れて歩いてきてくださいとは言っていないんですね。14台の駐車スペースがあるので、そこでおろしていただいて、そして、もし、その後参観をするのであれば、一旦、北駐車場にとめていただいて見にきていただくとか、帰りであれば、ひたち野うしく小の体育館側の駐車場にとめていただいて迎えにきていただくということもできますよというお話はさせていただいているつもりです。

最初に申しあげましたように、もともと第一幼稚園の移転先というものは、そこがありきで始まったことではありません。ひたち野中学校建設があつて、その中で、第一幼稚園を存続させるためにどうしたらいいかという中で、最終的にその用地を生み出したというものですので、新たな用地を購入したりということは考えられませんし、やはり現状のあるもので、保護者の皆様と一緒に、保護者の皆様にも御協力をいただいた上で、何とか園の運営をしていけたらいいなと思っているところであります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） ありがとうございます。

ただ、今の御答弁を聞くと、あくまで第一幼稚園はついで。ついでにつくった施設というようにも聞き取れます。市長は、幼、小、中そろった理想の文教地区、そのような表現を以前されております。私も、第一幼稚園が中学校に附帯して空き地につくられた、ついで幼稚園だとは考えておりません。今、傍聴されている保護者の方も同様だと思います。幼稚園は幼稚園として一個の主体で大切な施設でございます。この点、誤解のないようお願い申し上げます。

さらには、御答弁によりますと、駐車場については、あくまで正面駐車場がメイン。子供をすばやくそこでおろして、参観したいのであれば遠くの駐車場にとめて歩いてくるといった一説もございましたが、お母様方は決して朝、参観などされません。お子様は荷物ではございません。ドライブスルーのようにお金を払って受け取って、すぐ車で移動といったことは不可能でございます。また、園の先生は大変、今、人手不足です。1人のお子様泣けばそちらに行き、びしょびしょで登園してくる自転車のお子様がいれば、そちらを受けとめ、モップで滑らないように床を拭き、朝の登園はてんでこ舞いです。こちらを、すぐおろして、すぐ帰る。それは逆に危険でございます。こちらの現実をぜひ御理解いただければと思います。

当面の打開策としては、登園、降園の時間帯を一方通行にし、安全な車の流れをつくる。次いで、早急に建設中の中学校敷地内に園児専用通路を設けていただき、安全な登園を可能にする。この2点に尽きると考えられます。中学校については、工事半ばのため、何らかの対策がとれるのではないのでしょうか。

加えて、屋根つきの駐輪場を園舎左右に設けることで自転車送迎がふえ、駐車場不足の解消

につながると考えます。レインコートで登園してきて、子供をおろすのには屋根がついていないとびしょぬれのまま園舎に入ることになり、大変不便です。ぬれた廊下を拭き取るため、職員の方も時間がとられます。下のお子様を連れてくる方もいらっしゃいます。自転車を安全にとめ、レインコートを脱いで園舎に入れる屋根つき駐輪場は必須と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 中学校内に通路をということですが、ちょっと今、工事中でもあります。それから今後、給食室、そして武道場の建設が始まる中で、それができ上がってないと、どの程度のスペースが生み出せるかということもわかりませんし、一方で、中学校の敷地内を通す、通さないという話は、教育委員会が勝手に決められるのではなくて、当然、学校を管理する学校長との協議を経て決まることです。新しい中学校はまだ職員の配置も決まっていない状況では協議のしようもないということで、少なくとも今年度中の協議は難しいということがございますので、中学校内の通路の話については今後、来年度以降、話をしていくような形になるのかなとは思いますが。

それと、ただいま議員から、ドライブスルーのようにとのお話がありました。決して私ども、そのように考えているわけではなくて、もちろんある程度、何も車でおりて、はい、行っただけで送り出すわけではなくて、当然お母様がちゃんと玄関まで送って行って、先生に引き渡してという時間は十分とれるぐらいの台数があると踏んでいるということであって、決して議員のおっしゃるようなつもりはないので、その点については誤解のないように、くれぐれもお願い申し上げたいと存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 駐輪場についてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 失礼いたしました。

駐輪場につきましては、先ほどの議員のアンケートのほうからもありましたし、私どもで調査した結果でも、雨の日で自転車で来られる方は3名ということで園から伺っております。これは、今3名ということで、今後これがゼロになる可能性もありますし、もしかしたらふえる可能性もあるということで、そういった人数の状況も考えながら、今後どうするかということとは検討させていただくということで、よろしくお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 今、自転車で来られている方が少ないのは、駐輪場がないことに加え、安全な駐車場が、臨時的駐車場があるからで、決して自転車が少ないわけではないことを

御理解いただきたいと思います。駐輪場さえできれば、10台、20台、こちらのアンケートに自転車を使いたいという方の結果も出ておりますので、ふえてくることになるのではないかと思います。

安全な幼稚園、小学校、中学校が完成した後、ここは一大文教区となり、子育ての拠点として市内外にさまざまな施策を発信できると考えます。幼、小、中のひたち野キャンパスは、牛久市政の結晶とも言えるものです。市民と共存し、完全に安全・安心なキャンパスの完成を心よりお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。皆様、長い間、御答弁、御協力ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 傍聴人に申し上げます。拍手は禁止されております。静粛に傍聴をお願いします。

以上で12番加川裕美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時30分といたします。

午前11時55分休憩

午後 1時30分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番市川圭一君が入場いたしました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番北島 登君。

〔13番北島 登君登壇〕

○13番（北島 登君） 日本共産党、北島 登です。これから一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

まず最初は、今年度の予算において、北部地域宅地開発の検討が計上されていますが、この目的として、人口増、そして将来の税収増を目指すとされています。果たして宅地開発によって人口がふえるでしょうか。

そこでお尋ねします。開発する地区の規模、地域をどのように想定しているのか。牛久市の住宅着工件数は低下傾向にあります。2008年には780棟だった新築着工件数は、その後600台前後を推移しました。しかし、2016年度には573棟、2017年度は478棟まで減少しました。2018年度は633棟と持ち直しているように見えますが、これは消費税対策の駆け込み需要と思われる。

ひたち野地域での戸建て住宅の建築確認数を見ますと、2010年の322件をピークに低下傾向を見せ、2014年、123件となりました。翌年の2015年には229件と持ち直

したようですが、その後も低下。2017年は100件となり、2018年の見込みは46件です。

これらのデータをどのように見るのか。これは、需要の低迷によるものか、それとも残った宅地が減ったことによるのか。どのような見解を持っているか、市の見解をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

市では平成29年度より、ひたち野周辺地区における新たな住環境整備についての検討を始めまして、土地の地形、農地や宅地の状況等について調査を実施し、開発手法等について検討してまいりました。

開発エリアについては、候補地を何カ所か検討しており、地元住民からも、新たなまちづくりの整備には協力したいとの意向を伺っております。

候補地の選定には、地権者の意向を考慮しなければならないため、今年度は地元協議を重ねまして、地元の合意を得た上でエリアを設定してまいります。また、総戸数などの算出については、エリアが固まった中で検討してまいります。

今、議員から御質問がありました住宅着工件数につきましては、おおむね我々のほうでも同じような統計を持っております。私どもとしましては、建築確認件数になりますが、今、御指摘のとおり、いつきは牛久市全体で700件、600件あったものが一旦落ちて、おっしゃるとおり、消費税の前には一度持ち直した形になりますが、昨年平成30年度につきましては、建築確認件数としましては、ひたち野地区については60件まで下がってきております。牛久市全体では二百五十数件ということになってございますが、議員の御指摘のとおり、ひたち野地区の件数につきましては、いつき300、400あったものが、60件ぐらいにまで推移しております。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 肝心なことに答えていただいていないようです。この状況は、要するに需要が低迷したことによるのか、それとも宅地の不足によるのか。どういう見解を持っているか、再度答弁をお願いします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

御存じのとおり、ひたち野地区につきましては、大規模な開発エリアが、大規模なロットが、ほとんど宅地造成ということで、今現在はなくなってございます。御指摘のとおり、件数が少なくなってきたことにつきましては、宅地供給が少なくなったからだと考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） それでは、先ほどの答弁とちょっと関連するんですが、地区計画の規模、場所については、今の段階では答えることは無理なんではないでしょうか。全体の面積及び1区画の面積、区画数、およそどのくらい程度は、もし答えられるものならお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） ひたち野地区の近接した調整区域ですので、おおむね、東端穴町とか、中根町とか、東大和田町とか、そういうことになりますが、牛久市としても幾つかのエリアを分けてございます。大きく5個のエリアに分けてございますが、全部一気にやるというわけでは当然ございませんで、おおむね規模ですと、10ヘクタール以下のものが幾つかあるということでございます。

総戸数につきましては、先ほども言いましたけれども、エリアが決まっていない段階で、今、総戸数については申し上げることができません。当然、面積がわかれば、それにおいて、公園分だとか、道路分だとか、そういう控除された分を差し引きまして、敷地面積を割り戻せば、おおむねの戸数は出るかと思えますけれども、今の段階では面積が決まっておりませんので、総戸数についてはまだ決まっておりません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） まだ具体的なことはほとんど公表できないということのようですが、次に、牛久市立地適正化計画、そして牛久市第3次総合計画の後期基本計画、このどちらにも北部地域の宅地開発ということが全く触れられていないわけですが、どういういきさつでこれが急に浮上してきたのか。そのことについてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） いきさつを御説明いたします。

御質問にございますとおり、建築確認件数、着工件数ともに落ち込んでございまして、その原因といたしましては、開発の少なさ、宅地の供給の減少と考えてございます。

ということで、ひたち野地区につきましては、いまだ宅地供給の人气が下がっておらず、宅建協会さんとか、市民の方とかから、宅地が少ないよねと、なくなっちゃいましたねというふうな声もございますことから、今、近隣でふやすことができないかということを検討してございます。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 宅建業者さんとか、そういったところからの要請もありということ、わかりました。

それから次に、開発については、市のほうは、民間の開発業者にやってもらうというような

ことを聞いておりますが、民間の業者任せで大丈夫なんでしょうか。ちょっと危惧するところがあります。予定の場所は市街化調整区域であり、本来ならば大規模な開発は規制されている、そういう地域ですね。そういうところで、良好な環境を守るために、開発に対してどのような規制をかけようとしているのか。そして、牛久市開発行為指導要綱は適用されるのか。あるいは、住宅地、宅地ということですが、良好な宅地としての第一種住居専用地域と同等くらいの規制をかけようとしているか、その考えをお聞きます。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） それでは、施行方法につきましてお答えいたします。

市施行にせよ、民間事業者施行にせよ、開発行為や区画整理事業のどちらの手法がいいのかとか、その場合、用地費や造成費はどのぐらいかかるのか、採算がとれる販売額はどの程度なのかとか、事業費を試算いたします。また、民間事業者が実施する場合、道路や下水道などインフラ整備を含め任せられるのか、市で実施するべきなのかも検討していかなければならないと考えてございます。

市の財政が厳しい中、市の支出を軽減するために、開発にはできるだけ民間業者を活用したいという考えはありますけれども、いずれの場合でも開発関係の法令を遵守いたしまして、将来にツケが回らないように、それは当然のことでございますが、敷地面積の問題や高さ制限、都市計画、地域のルールにつきましても、今後の、ひたち野うしく地区のような洗練された町並みになるよう、地域の住民や関係機関と調整をとっていきたいと考えてございます。

御質問にあります、開発行為なのかという話なんですけれども、開発行為に該当すれば、もちろんその開発行為の基準に該当します。万が一、区画整理とかそういうことになりましたら、御指摘のとおり、それと同等のルールになると思います。ひたち野地区につきましては、ひたち野地区まちづくり条例がございますので、町並みは非常にきれいでございます。それと同じものが適用されるかどうかは、今のところ決まってございませんが、もちろん第一種住居専用地域と同じ用途であれば、同じ用途になりますね。もうちょっと高い用途かもしれません。準住居とか、第二種住居とか、高い用途かもしれませんけれども、そういうふうにするように、今、答えたとおり、敷地面積の最低限度だとか、高さの制限だとか、何かしらの用途の制限だとか、そういうものはついてくるものだと考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） ただいまの答弁ですと、市施行もあり得るように聞こえましたが、答弁者もおっしゃっていたとおり、市の財政状況、大規模な宅地開発をできるほどの余裕があるんでしょうか。ここは大いに疑問とするところです。

そして次に、今の答弁で、インフラの整備についても若干お答えいただきましたけれども、

これまで牛久市内、小坂団地やみどり野あたりでは民間業者が宅地を開発して、売ってやっただ。そういう中で、下水や排水に問題があったということを知っています。そして、そのツケが市に回ってきたというような経過があったと知っていますが、そういうことは今後もあり得ることだと思います。ですから、ここで市の負担をなるべく少なくする、そういう手法でぜひやっていただきたい。

そして次に、人口の推定についてです。宅地の需要を考える上で、人口予測は大きな要素となります。今、2016年2月に出された牛久市人口ビジョンを見ますと、その23ページに、4つのパターンでシミュレーションをしています。1番目が、出生率が現状維持で社会増なしの場合、2番目が、出生率が現状維持で社会増加が継続、今と同様の転入、転出で、転入のほうが多いという状況ですね。それから3番目が、出生率上昇で社会増なしというケース。そして4番目に、出生率上昇で社会増加継続の4つのパターンでシミュレーションをしています。それぞれのパターンについて、細かいことは避けませんが、牛久市が目標としているものは、この第4番目のパターン。そう人口ビジョンには書いてありますね。

その第4番目のパターンの条件を見てみますと、合計特殊出生率が2015年、1.41から上昇を続け、2015年に1.583、そして2035年に2.1としています。これは現実的ではない数字だと思います。国の少子化対策が効果を発揮していないもとの、合計特殊出生率を一自治体の努力で大きく伸ばすことは非常に困難です。バブルがはじけて以来、労働者派遣法などの労働法制の改悪で、主要先進国で唯一、日本だけが実質賃金が低下しております。1987年を基準にしてみますと、2016年には89.7まで下がっているわけです。異常な状況ですね。

そういう中で、若い世代は非正規労働がふえ、低賃金、長時間労働のもとで、結婚したくてもできない状況。200万円をちょっと超える年収では、とても結婚して家族を養えない。きのうだったかおとといだったかにも、結婚したら300万円要するというようなことも言われましてけれども、子供が欲しくても諦めざるを得ない。

そういう状況に置かれている中で、2019年3月末の牛久の人口は8万5,076人。前年から31人の減です。これまでずっとふえ続けてきた人口が、初めてと言っていいのかわるか、私が見た統計の中では、ここ数十年、人口増が続いていたんですが、初めての減と。そういう状況にあります。本当に、この牛久市も人口減の局面に入った兆しではないかと思いますが、こういった状況のもと、大きな宅地開発というものが本当に必要なんでしょうか。市の財政を大きく投入してやる意味があるのかどうか。人口増への特効薬になると考えているのかどうか、お聞きします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 私からは、人口の推定について御答弁申し上げます。

国立社会保障・人口問題研究所の平成30年3月の推計によりますと、牛久市の人口は2025年に8万6,414人のピークを迎え、それ以降は減少に転じ、2045年には8万853人となるとされております。これは、平成24年1月の推計値よりピーク時が5年遅くなり、人口も1,570人多く、2045年の人口も2,816人多い推計となっております。これは、平成27年の国勢調査時のデータをもとに推計したため、このような結果となったと考えられます。

国勢調査時の人口に、出生、死亡、転入、転出を加えた常住人口における直近1年間の状況を申し上げますと、平成30年4月1日では8万4,691人に対し、平成31年4月1日には8万4,696人となり、1年の推移で申し上げますと、5人ではございますけれども増とはなりましたが、年間の中で減少となる月も多く、今後は減少傾向となることが考えられます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 開発についても御説明いたします。

ひたち野地区の市街化区域内におきましても、戸建て住宅の建築件数は年々減少しております。先ほどの話のとおりでございます。その理由として、大街区の造成宅地がほぼなくなってしまい、余剰宅地が少なくなってきた結果と考えられます。

現在、隣接の市街化調整区域に、個人の許可要件で家が建ち始めている状況があり、このような状況を放置しておきますと、無秩序な開発により町並みが乱れていくことも予想されます。

また、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会などから市に対し、新たな宅地供給の要望が寄せられており、計画的に良好な住宅環境を整備することが必要と考えております。

全体的に人口は減少しているとはいえ、ひたち野地区については人気があるものの、住宅の需要に応えられていないだけであり、周辺地区に良好な町並みを整備することで、人口増加に大きく寄与するものではないかと考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 2019年、平成31年末の人口、私のほうの数字は間違っていたようなのですが、これは牛久市のホームページからとったんですが、確認をお願いして、もし間違っているようでしたら訂正をお願いします。

それから次に、市街化調整区域、原則開発が禁止されている地域と私は理解しているんですけども、その中で、なぜ市街化調整区域での地区計画という手法で開発を可能とする、そういうふうにしたのか。日本共産党は、開発そのものに反対するものではありません。市の発展、そして市民の福祉の増進につながる開発は行うべきだと考えていますが、原則開発を抑制する

という都市計画法に定められたことから見ると、その法の趣旨、精神に反しているのではないかと。そうと思いますが、市の考えはいかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 市街化調整区域についてお答えいたします。

本来であれば、区域区分を変更いたしまして、市街化区域にしてから進めるものであります。しかしながら、区域区分の変更、市街化編入、これにつきましては茨城県の都市計画決定の案件で、国の農政担当部署との調整、いわゆる農政調整ですね。人口フレームの調査などを経て、茨城県の都市計画審議会に答申を得るという手続が必要になります。相当な期間を要することになります。

さきにも述べましたとおり、ひたち野地区内に住みたくても余剰宅地が少なくなってきており、また既に一部調整区域で、個人の許可要件で家が建っている状況で、無秩序な開発を抑制するためにも、新たな宅地供給にスピードが求められております。

この事業について、茨城県知事からも、協力を惜しまないというお話をいただき、県の担当課とも協議を進めております。その中で、都市計画法に基づく地区計画は、市の都市計画決定の案件であり、まずは地区計画によりスピード感を持って宅地供給を進め、将来的に市街化区域に編入するという流れで検討してございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） どうも私と、あるいは一般との、都市計画、若干勉強したこともありますが、どうも何か正当な方法ではないような気がします。先ほど言いましたように、既存の市街化区域、そして、それとの整合性を図るために、市街化区域の変更、都市計画の変更を行うべきではないか。そういう真つ当なやり方を、時間がかかるということだけで無視していいのでしょうか。私は、そこにはちょっと問題があるのではないかと感じております。その点いかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は、ひたち野地区の土地開発については、私が就任した当時、学校建設ということを打ち上げました。そして、議員の皆さんの承認を受けまして学校建設となったわけでございます。そのときから、その地区の皆様、前は反対だったんだけど、何とか、今、農業をやる人もいないし、どうなのかという話をいただきました。実際、獮穴地区において、宅地において、あそこは宅地が広いですから、その宅地に3軒、4軒というような家が建っております。そういう建ち方はどうなのかということで、私は茨城県のほうに参りました。何とかこの緩和はできませんかと話して、そうしたら茨城県のほうは、牛久全体を見た分では、まだ宅地があると。これは許可できないという回答でございました。

そして、知事にも直接談判しました。牛久全体ではなくて、今、需要のあるものを見てください。確かに、牛久地区、岡田地区、いろいろございます。でも、ひたち野うしくについては、ほぼいっぱいです。そして、半径1キロ圏内にも、ここにも宅地がございます。最初からそのようなつくり方をしたということは、ちょっと私は経緯がわかりますけれども、ただ、今の需要としては、こういう需要があります、どうですかと。そして、いや、そうしたら、あと何年後にできますと。いや、その何年も私たちは待たないというか、需要にあるときに供給することが、やはり需要と供給の問題でないかと思います。

確かにいろんな、どうなのかという意見もございますけれども、私たちは切に、人口を伸ばせるうちに伸ばすような環境をつくるのが、僕ら、自治体、行政でも、これは必要であると切に、やりました、約2年かかりました。

では、こういう方法があるよと茨城県のほうから言われました。では、そういう方法で、これからどうですかと。一緒にいきましょうと、地区を決めて。そういう、ここもやってきたわけです。

それと、もう一つは、大中の横にねむの木台がございます。そこは非常に、大中のほうから細いアクセス道路がありまして、そこしかない。そこはまだ側溝も通っていない。そして、道路もまだ舗装されていない分も、非常にいい場所でございます。そこに、約、その予定地に6割しか住宅が建っていない。それもちょっと、これはもったいないなど。もっと牛久の持っている地の利、地のものをもっと提供するの、私は大きなビジネスと。ビジネスというとな話になるかもしれませんが、牛久のビジネスとなれば、私はこれもいささかいろんな方法を考えて、そして、それを進めることが私はいいい方法だと思って、このことを進めてまいりました。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） やっぱり時間の問題ですか。都市計画の変更、どのくらいの時間、年数がかかるのでしょうか。5年、それとも10年、ちょっと最近の状況は私はあんまりよくわからないんですが、よその例などを見て、あればお答え願います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 牛久市でも、市街化に編入した内容については、ひたち野地区とか工業団地とかございますけれども、5年に1回の見直しで、そこに上げさせていただくような形になります。早くてもですよ、早くても5年以上はかかると。そのチャンスを逃すと、次のときで10年かかるということになろうかと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） この見直し、来年やるはずですよ、違いましたか。僕の勘違いで

しょうか。来年でなければ、恐らく再来年ぐらい。

市長は先ほど、2年前、2年かかったとおっしゃいましたけれども、2年前から準備を進めておけば、今度できたのではないかと思うんですが。

なぜこういうことを申し上げるかと言いますと、原則から外れた開発方法が、果たして将来、市のためになるかどうかということは大いに疑問があります。確かにひたち野地域、良好な住環境を持っています。そして、牛久市、そういった環境そのものをやっぱり大切にする上でも、きちんとした手法で開発できるように行うべきではないかと思うのであります。

次の質問にいけますが、牛久市の発展、人口増を目指すあり方について。

6月1日付の市の広報に、とてもいい記事が載っていました。市広報の最後のページ、「らしく、うしく」というコーナーで、2歳のお子さんの子育て中の御夫婦が牛久に引っ越してきた記事です。記事では、一部引用します。

牛久は駅に近い場所でもリーズナブルで魅力的な物件が多い。築39年の中古住宅を購入。ライフスタイル、好みに合わせてリノベーション。昔はリフォームと言っていましたが、最近ではリノベーションという言い方をするようですが、リノベーションして住んでいるという記事です。ここに、若い子育て世代の転入者を呼び込む大きなヒントがあるのではないのでしょうか。

今、空き家がふえつつある中、利活用を進める施策を進めることが、大規模な宅地開発よりも、若い人たちにも高齢者にも手が届く低価格で住宅を供給することができるのではないのでしょうか。

家賃補助制度、リノベーション、リフォーム助成制度、住宅のバリアフリー化助成制度をつくることで、その流れを推し進める。そして、空き家対策として有効であり、リノベーションに当たっては、市内の業者の仕事をふやすことにもなります。こうした制度をつくることについて、市の考え方を伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市では、平成28年の人口ビジョン、これを実現するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。人口ビジョンでは、合計特殊出生率1.41から2.1に上昇させ、社会増を維持し、2060年の目標人口を現在とほぼ同じ8万4,000人といたしました。

人口ビジョンの実現のための総合戦略では、「住みやすさ」「産み育てやすさ」にこだわり、「選ばれるまち」であり続けるために、基本目標の第一に「若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」ことを据え、特に子育て・教育分野の施策を重点に行ってまいります。

しかしながら、先ほどの答弁にございましたように、人口推移では、当市も人口減少傾向が表面化してまいりました。人口ビジョンの目標達成のために、さらなる施策が必要と考えてお

ります。

現状の空き家の施策につきましても、平成29年9月に公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会との協定の締結、専門相談員による年間4回の空き家無料相談会の実施、「牛久市空家バンク」の運用を開始し、成果が上がりつつあります。

若年層の移住、定住の支援につきましても、家賃補助、住宅購入などの住宅資金の借り入れに対する優遇施策など、空き家対策や市営住宅事業と連携し、また連動しながら、さまざまな施策の研究を行い、今後の導入を検討してまいります。

これらに加え、新たな住宅地の供給も、移住・定住施策としては重要な一つでございます。現在では、住宅需要に応えられなくなりつつある、ひたち野地区、そして地元からの要望に応え、その隣接する、ひたち野うしく駅の1キロ圏内の場所に新たな住宅地の供給を行うことは、住宅需要に応え、ひいては人口増にも寄与するものと考えております。

少子高齢化に起因する人口減少は、次期総合戦略、総合計画においても引き続き対応しなければならない最重要課題であると認識しております。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 私の質問の中での提案といたしますか、住宅家賃補助制度、リノベーション助成、住宅バリアフリー化助成、こういうことを言っていたんですが、まだ明確に答えられていないようで、ぜひ進めてほしいというところです。

次に、茨城県南水道事業経営戦略プランについて、その県南水道の構成団体である牛久市、それから副企業長である市長に経営戦略プランの概要について伺います。

ことし3月、茨城県南水道企業団水道事業経営戦略プランが公表されました。内容は、2020年から2029年度までの10年間の計画です。課題としては、給水施設の更新、配水管の更新などの課題が挙げられ、収支バランスをとるため、水道の料金をこの間に20%も上げようという中身です。2023年に約12%、続いて2027年に、あと8%。市民にとっては大きな負担となる値上げです。

水道は、使うことを我慢できる、そんな性質のものではなくて、全ての人が生きるためには使用しなければならない。こういう負担は低所得者層にじかにきてきます。裕福なところでは、水道料金ぐらい大したことはない。20%ぐらいの値上げは大したことがないというふうを感じる方もおられるかもしれませんが、高齢者の低所得者、とても大きな負担になります。

そして、この経営戦略プラン、ことし運営審議会が設置されて、この内容を審議することになっています。今ちょうど、その審議委員を市民から募集するということがホームページに載っていましたが、この審議会、市民の声が届くようにすべきですが、どんな構成になるのでしょうか。もし御存じならお教えいただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） お答えします。

茨城県南水道では平成18年度に、それまでの経営体質を改善するために、構成市の職員と企業団職員による経営検討委員会を立ち上げまして、電算経費、人事、給与、工事経費等の見直しを行いまして、また県企業局への県水、県から購入する水について値下げの要望等によりまして、経営の安定化を図ってまいりました。

このような経費と収益の両面におきまして、継続的に改善をしておりましたが、本年3月に、先ほど議員さんがおっしゃった、策定いたしました茨城県南水道経営戦略プランでは、施設の老朽化と人口減少に伴う給水収益の減少という問題が顕在化いたしました。

施設の老朽化については、特に配水管の更新が進んでおらず、企業団を構成している3市1町の約1,490キロメートルの配水管のうち、295キロメートルが配水管の法定耐用年数である40年を既に経過しており、さらに今後10年間で320キロメートル増加していくことがわかっていますが、これまで1年で平均4キロメートル程度しか更新ができていない状況でございます。

また、総収益の約9割に当たる給水収益、水道使用料につきましては、給水収益の8割以上を占める一般家庭用利用において、今後、人口減少による水需要の減少により給水収益が減少していくと予想されています。

このように、施設の更新で支出が増大していく中で、収益が減少していくことが予想されていることから、更新費用を確保しなければなりません。

企業団では、これまで安易な値上げはしない前提で内部経費の見直しを行ってまいりましたが、水道料金の値上げを行わない場合、費用の節減や業務の効率化だけでは更新費用を確保することが困難であるという見通しとなりました。また、更新工事を先送りにしたり、企業債の借入れを限界以上に行うことは、経営に支障を来し、次の世代へ負の財産を残すことになりかねません。

企業団では、これまで築いてきた水道事業がより健全な状態で次世代に引き継げるよう、施設をどの程度更新するか、その財源として企業債の借入上限額は幾らなのか、適正な水道料金は幾らなのか、そういった御意見を広く賜り、検討していく必要があると考えています。

そして、今回策定した経営戦略プランでは、施設更新を行う上で、収支を均衡させるためには、令和4年度に、先ほど議員さんのおっしゃったとおり、現行料金から14%、令和9年度に現行料金から20%の値上げをしないと経営が立ち行かなくなるという試算がまとまったことから、企業団の5月の全員協議会において、議員の皆様に御説明させていただいたことです。

それと、先ほど御質問にありました、この経営プランの審議会につきましては、構成メンバーとしては、企業団の議会議員、それから構成団体職員、民間団体に属する者、水道使用者、学識経験者ということで、構成メンバー20名以内で構成するということが条例で決まっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） ここで、その構成団体の職員というものは何名予定されるのでしょうか。牛久市からは複数選出されるのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長 梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） お答えします。

私が先ほど申し上げました審議会の規定につきましては、現在、条例として出ておりますので、予定的には、県南水道さんのほうでまだお決まりではないと聞いておりますので、私どもで今お答えすることはできません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 県南水道議会では、水道議会、牛久からは1名、柳井議員がこの審議会に入ることが既に決まっております。そのほか各市から出ます。それと、そのほか、約20名と先ほどおっしゃいましたけれども、条例ではそうなっていますが、どうも県南水道では約15名程度を考えているようです。この構成によっては、市民の声が届かずに、あるいは構成団体、各自治体から選出される職員の皆さんが多い場合は、失礼ですけれども、市民の声がどこかで消えてしまうようなことにならないかということを恐れているので、牛久から行かれる方は、ぜひ牛久市民の声を代表して頑張してほしいと思います。

それから次に、経営圧迫の要因、先ほど、更新の問題、聞きました。そして今、若紫配水場の配水ポンプ等更新工事が行われていますが、あと今後5年ごとに、次には戸頭配水場、そして利根配水場の更新工事が計画されています。こういった、ここに約60億円、そして配水管の更新で約190億円と聞いています。もちろん、配水管、いまだに石綿管、それから鉛管、鉛の管が使われているところが相当残っている。これは耐震性の問題、それから水質の問題から見ても早急に更新すべき、そう考えています。

しかし、更新が必要な施設、設備の中には、減価償却期間、法定耐用年数だけで単純に判断しているものがありはしないか。リストを見てもみますと、建物で31年のところに更新の対象の老朽化のマークがついているものもありました。個々の使い方、メンテナンスの状況、それから気象条件、そういったもので建物や設備、耐用年数が大きく変わります。構成市町の水道関係の事業のアセットマネジメントマニュアルというものがありますが、それを見ても、実際の耐用年数、水道管で80年というような、これは管の種類にもよりますが、そういった

数字も挙げられており、そういう中で、再度、老朽化の状態をしっかり確かめ、延命措置、長寿化を図るといふことも、この対策の中に入れることで、この経費を圧縮できるのではないかと。

そして、最大の問題は、これらの大半を企業債で賄うということ、ちょっとこれだけの大きな金額、企業債で、この利払いが新たな経営圧迫のもとにならないか。その辺の判断はどう思っているか、お聞きします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） この答弁をさせていただく上で、県南水道さんに聞き取りを行いました。企業債を行う上では、限界までは、そういう限界というか、危ないところまでは絶対に行わないという話はいただいております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） この状況、私もビジョンを見て、いい知恵はないか、貧しい頭を必死で働かせましたけれども、いい知恵は出ませんでした。

どこに問題があるか。県の県水の購入。これが費用の50%を超えているんですね、総費用の。ここを何とかしないと無理だということ。

そこで、県の県南広域では、水道のほうは、これは7市町村、1企業団でのエリアですが、県水の値下げの要望、昨年も出したと思うんですが、もっと強く出す考えはあるのでしょうか。

それと、もう一つ、つけ加えて言いますと、今、県南水道、独自の水源を持たずに、水は全て県企業局から買っています。契約水量と、実際の使用量の差はどの程度でしょうか。その金額、換算して幾らになるのか、お教えてください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 北島議員の御質問にお答えいたします。

まず、要望の関係ですが、県南水道企業団では、平成22年8月12日に県南水道及び近隣4市3町1村の県南広域受水8自治体の首長と県南地区選出の県会議員4人の連名により、県水、県から買うお水の値下げを求める要望書を、県知事と、それから県の企業局長に提出しています。その後は、東日本大震災の影響によって平成23年度を除きまして、要望活動を継続しております。

要望活動では、平成29年度は県南水道企業団が県南広域受水8団体を代表しまして要望を行っております。また、30年度は土浦市が代表、本年度、令和元年度につきましては、つくば市が代表となって要望を行う予定でございます。また、これ以外に、契約水量の引き下げにつきまして、企業団独自で県企業局に対して要望を行っておりまして、こちらも継続して行っていく予定です。

また、先ほどのギャップの話なんです、県の企業局から購入する契約水量につきましては、

昭和56年の当初契約時に9万5,000立方メートルで契約を締結いたしまして、その後、平成17年に県南水道企業団から契約額の見直しを要望いたしまして、需要契約水量8万8,700立方メートルで契約を締結いたしております。そして、平成24年4月1日より、利根町との水道事業の統合に当たりまして、4,175立方メートルを引き受ける際に、茨城県企業局と交渉いたしまして、守谷市に2,500立方メートルを恒久融通することができたことで、契約水量は利根町分も含めまして、現在の9万375立方メートルとすることができまして、これにより当時、年間で約7,500万円の経費を削減いたしました。このように、給水原価と供給単価との差を解消する努力を続けてきたところですが、いまだその差が埋まっていない状況にあります。

契約水量と実使用水量のギャップが経営圧迫の要因ではないかというお話、先ほどありましたが、平成28年度における実績につきましては、契約水量の9万375立方メートルに対しまして、1日最大給水量が7万9,694立方メートルでありまして、その差は1万681立方メートルとなっております。この差につきまして、現行の基本料金で換算いたしますと、約1億7,800万円となります。また同様に、平成29年度につきましては、1日最大給水量が7万5,220立方メートルで、契約水量との差は1万5,155立方メートルとなり、基本料金の相当額で約2億5,300万円を多く支払っていることとなります。企業団の経常経費のうち、先ほど、議員さんの言われるとおり、50%は県から受水、水の仕入れの値段でありまして、例年、約27億円を要しておりまして、この金額が経営圧迫の要因となっているということでございます。

現在の契約水量と実使用水量の乖離については、人口減少や節水器具の普及、それから大口使用者による地下水利用への転換等によって想定使用水量に足りず、ギャップが生じているという状況でございます。

企業団では、先ほども申し上げましたとおり、収支の均衡を図るために給水原価の約50%を占める県水費、県からの水の買入れ費の単価の引き下げが必要であると考えておりまして、企業局に対して、先ほど申し上げたとおり、引き下げの要望を行っていく予定でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） やっぱり県のほうの値下げ、やっぴりしてくれないようですね。

それで、県企業局、財政状況を見ますと、2012年度から2016年度までの5年間に1年だけ、2014年度を除いて毎年26億円以上の純利益を上げています。2017年度の決算では累積未処分利益剰余金、これはため込み金ですね、これが68億3,200万円。しかも、この半分近くが県南広域での収益、利益です。決して県は値下げできない財政状況にはな

いと思います。こういった点をしっかり見て、県へ強く値下げを求めていただきたい。

それから次に、市民の負担軽減についてです。現行の基本料金は10立米まで1,400円。これは税金抜きですが、税金を入れると計算がややこしくなって、私もあんまり算数が得意なほうではないので、すぐに出てこないと困りますから。それで、10立米も使っていないのに余分に払わされているという声が市民の中から上がっています。既に、10立米以下の使用量は3割を超えている。後納基本料金、例えば5立米700円として、そして5立米を超え10立米までの単価、1立米当たり140円、そして10立米を超えて、それ以上については現行どおり210円、こういった料金体系に変えることはできないでしょうか。今度の県南水道企業団の審議会の中でも検討してくれれば非常にありがたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長 梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） お答えします。

今までの経緯のお話をさせていただければ、県南水道では平成19年4月に口径を全部見直しまして、それまでの最低口径を13ミリメートルまで落としています。今、最低で16万円の給水加入金をいただいているわけですが、このときにも、少ない口径のものを設けて、一度改正を行っております。今の御提案につきましては、ちょっと今ここで答えすることはできませんが、今までもそういった努力をして、値下げを行っているという話を頂戴しています。

それからあと量水器につきましても、それまで実質有料だったものを無償にしているという値下げも行っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 県に対しては、そういったことを強く求めてほしいと思いますが、もう一つは国に対してです。水道施設の更新に非常に大きな費用がかかります。それで、市町村の社会的資本整備事業などには補助金が40%から50%出ていることに対して、水道管の更新事業は25%しか出ていない。余りにも少ない状況です。これは全国共通、どこも、この更新、今、水道事業者にとっては大きな問題になっていると思いますが、この水道管更新事業、国に対して補助金のアップを強く要望する必要があるかと思いますが、お考えをお聞きます。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長 梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 済みません。この時点で、私どものほうでどうこうという話ではありませんので、県南水道のほうに、補助金の要望を上げるかどうかは私のほうで確認いたします。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） それと、今後の水道事業の方向についてです。

昨年、水道法が改正されて、一気に民営化、広域化の動きが出てまいりました。県南水道、ことしの2月の県南水道議会の中では、民営化については考えていない。そして、広域化についても反対であるという県南水道企業団としての意思を確認しておりますが、広域化については、県主導で広域統合に向けた動きが始まっています。県西広域と県南広域、この統合強化計画、以前から広域連携協議会ですか、そこで検討されていたようなんですが、ことしに入ってから各水道事業者に、給水量の需要量を初めとしたヒアリングをもう進めています。県南、県西広域が統合されれば、県南の水道料金が上がることは明白です。先ほど言いました20%どころではとてもおさまらない。そういう状況になってきます。

これについては、県に対しての問題、そして牛久市としてどのように望むのか、市長にお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 先ほど、議員のほうで述べられておりましたけれども、県南水道では広域化についても、それから民営化についても、現状では考えていないという回答を私は受けています。

先ほど、議員さんのおっしゃったとおり、昨年の12月に水道法が改正されて、その中で民営化についても広域化についてももうたわわれています。施行日については、ことしの10月だと私は聞いております。

民営化につきましても、いろいろ議論があることは、ネット上などでも、私も存じ上げております。民営化については、県南水道さんのほうで明確に、やらないという話をいただいておりますので、今のところは、そういうものだと私は理解しています。

県について、申し入れについては、県南水道の意向で今、やらないということが決まっておりますので、それ以上のことはないかと私は思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も県南水道の副企業長でございまして、ただ、県南水道の事業形態、広域とするのか、それからさまざまありますけれども、それは私として、牛久の市長として答える案件ではないのかなと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） どうもいろいろ、細かく親切な答弁、ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で13番北島 登君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時45分といたします。

午後2時36分休憩

午後2時47分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番遠藤憲子君。

〔21番遠藤憲子君登壇〕

○21番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回は2つの項目でございます。1つは、子育て支援充実のため、そして介護保険制度について、それぞれの項目について質問を行います。

10月からの幼児教育無償化によりまして、幼稚園、保育園等が大きく変わろうとしております。無償化対象の範囲、そして該当者の人数、新たな利用者負担となる内容、金額について伺います。

保育料の無償化対象、この範囲ですね、現在の状況から確認をしたいと思っております。

まずは、ゼロ歳から2歳、こちらは保育園で非課税世帯が対象と聞いております。そちらの範囲について、そして3歳から5歳の幼稚園、保育園などに通園している、この対象者、さらには認可外保育施設、これは県に届け出、そしてまた定める基準があるとも聞いておりますが、この対象となる、市内には何カ所があるか。現在の状況について伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 本年10月から実施されます幼児教育の無償化では、給付の対象が保育園や認定こども園等の保育施設や新制度の幼稚園の利用に加えて、私学助成の幼稚園利用についても対象となり、施設によって無償の範囲が定められております。

無償化の対象は、ゼロ歳から2歳については、保育の必要性の認定を受けている住民税非課税世帯の児童で、現在の保育施設の利用者では、公立保育園に8人、私立、民間保育園に31人の、合計39人おります。3歳から5歳については、保育園、幼稚園を利用する全ての児童が対象で、公立幼稚園が105人、新制度の幼稚園が372人、私学助成の幼稚園が634人おります。また、保育園では、公立が217人、民間が896人で、合わせて2,224人です。認可外保育施設の利用者が無償化の対象となるものは、都道府県に届け出をしている施設を利用し、保育の必要性の認定を受けている児童です。認可外保育施設は市内に2カ所ありますが、市外の施設を利用している児童が多くいると思われ、全体の利用者数は把握しておりま

せん。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今、御答弁いただきました。公立、そして私立の幼稚園、保育園に行っている数がこちらで出てきております。同僚議員の質問にもありましたので、その状況については把握をすることができます。

そして、この無償化のところには、さらには認可外保育施設のところでは、一時預かり、そしてまた病児保育事業、それからファミリーサポート事業も対象になるということを知っていますが、これは条件つきということになっているようですが、この内容について伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 10月からの無償化では、私学助成の幼稚園や認可外保育施設のほか、一時預かり事業や病児保育事業、ファミリーサポート事業等の利用も対象になります。

保育の必要性の認定を受けていて、保育施設を利用できていない児童が利用の条件となり、3歳から5歳までの児童は3万7,000円が一月の負担上限額となり、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童は4万2,000円が一月の利用負担の上限となっており、複数の施設を利用した場合でも、一月の負担上限額に変わりはありません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） こちらの認可外施設、牛久にも病児保育、またファミリーサポート事業をやっていると思いますが、そこが対象になるかどうかは確認をしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 牛久市にある施設につきましても対象になるんですが、その利用条件として、保育の必要性の認定を受けていて、現に保育施設を利用できていない児童という、この条件を満たした方が対象となります。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） わかりました。

次に、公立、給食費の副食が今度は個人負担、自己負担、利用者負担と言われております。私立保育園については把握をすることは市でできるのかとかその辺の確認もしながら、公立の場合、前年度との人数、そこからではたしか割り出せるのではないかと思います、その辺の給食の副食代についての人数や金額、その辺を伺います。

私立保育園についても市で把握することができるのかどうか。その辺を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 本年10月から実施されます幼児教育の無償化では、3歳児以上の保育施設利用者の給食副食材料費を保護者から徴収できるものとされ、世帯年収360万円未満の世帯については徴収が免除される予定です。免除分については、給付金の加算や補助金で対応されることとなっております。

公立保育園の副食材料費の額については、いまだ決定しておりません。平成30年度、昨年度における実績では、公立保育園4園で、ゼロ歳から5歳児までの児童約430人、保育園勤務職員約90人の主食を含む賄い材料費として3,103万円を支出しております。これまでの実績額を分析し、徴収額を決定してまいりたいと考えております。

民間保育園の徴収額は、おのおのの施設において現在検討している状況です。

また、公立幼稚園においては、現在1食当たり250円の給食材料費を徴収しており、無償化の実施に向けて徴収額の検討を行う予定でおります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） この給食というものは、やはりこれは保育の一環と考える中で、今回、保育料のみが無償化ということでは、かなり利用者の負担がふえるというふうには考えます。それ以外に、やはり保育の無償化の中では、いろいろと今までも、今、教材費等は私立においてはそれぞれ負担をされていたと聞いておりますが、公立の場合は、その辺の状況がどう変わるのか。その辺を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 保護者からいただく費用につきましては、これまでも行事の参加費とか、保育に必要な教材費等の実費徴収という形での徴収は認められておりました。こちらにつきましては、公立、民間、そちらの取り扱いについては変わりありません。今回の制度で変更になっているものは、副食材料費の徴収というところです。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 国の、いろいろと情報が出ている中で、やっぱり今回の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引き上げが行われないように周知を徹底。わざわざこのような文章の一文も入っています。こういうようなことで、多分、市も、それからまた民間の保育園、私立の保育園などにもこのような文書等が伝わっていると思いますが、その辺、どのように市としては周知徹底を図るのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 給付限度額以下の施設においては、今回の無償化に伴い保育料を引き上げる施設があらわれるのではないかとの意見があります。国や保育施設が加入する団体からは、施設に対し、理由のない値上げは慎むこと。値上げを行う場合に

は、施設内に掲示するだけでなく、保護者に通知する及び直接説明を行い理解を求めるよう指導の通知が発せられており、市もそちらに準じて指導してまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） なぜこのようなことを伺ったかといいますと、先日ある認定こども園、これは4月だったと思いますが、そちらを視察した折に、やはり保護者に十分な説明がない中で、料金の値上げというんですかね、そういうことが行われたというようなことも聞きましたので、十分に、保育料に関するような、このような文書を保護者にきちっと伝えるということを、やはり市の役割ではないかと思しますので、その辺については十分徹底をしていただきたい。このように申します。

次に、私立、公立の幼稚園、保育園等の今年度の財政負担について、伺いたいと思います。今年度は、全額無償化の金額については国負担ということが言われております。具体的には、この財源が、消費税率の引き上げに伴うということで財源を確保しようという国の姿勢なんです。消費税率引き上げに伴って、地方の税収がやはりわずかなために、地方負担の分を措置する臨時交付金2,349億円が創設されました。今年度につきましては、全額国費で対応するという事です。事務費については、今年度と来年度については全額を国費、それから認可外保育施設については、5年度までは経過措置期間として全額国費となっていると聞いております。こういう中で、市の負担がどうなるのかということをお伺いします。今回、一般会計の補正予算でも、システム改修、それと事務費等が計上されております。今回は、国の10分の10という負担ですが、来年度以降はどうなるのか。その辺について伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 今年度、市が新たに負担する金額については、新制度幼稚園は252万円の負担増、私学助成の幼稚園は232万円の負担減となり、民間保育園が6,574万円の負担増となり、合計7,058万円の負担増が見込まれます。令和2年度については、2倍の1億4,116万円の負担増となる予定です。

次に、公立の施設の今年度の負担状況は、幼稚園は230万円の負担増、保育園は1,087万円の負担増で、合計1,317万円の負担増が見込まれ、令和2年度には2,617万円の負担増となる予定です。

幼児教育の無償化の実施に係る市の費用負担の増額分については、今年度においては全額を国負担とする方針が示されており、令和2年度からは、原則、国2分の1、県と市が4分の1ずつ費用負担をする子ども子育て支援交付金と地方交付税において対応される予定であります。また、無償化の実施に当たって必要となる事務費、システム改修費は、平成30年度からの繰越分と令和元年度の予算に措置されている国庫補助金による財政支援があり、今年度の牛久市

の事務費、システム改修費に係る費用については全額補助金が充当できる見込みです。なお、事務費は今年度と令和2年度の2カ年の補助、システム改修費に係る補助金については今年度限りとなっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） そうしますと、事務費については今年度と来年度の2カ年。今年度といっても、10月からということでは半年分ということなんですけれども、その辺の支出の予想というか、そういうものは担当でされているのかどうか。

そして、来年度以降については、システムのほうは今年度限りということなんですけれども、その辺の支出の予想については、市では見込んでいるのかどうか。ある程度、ざっくりでも結構ですので、わかれば教えてください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） まず、事務費につきましては、今年度、これから10月までに利用を、無償化の対象となる児童について、支給認定及び保護者が給食費を負担する減免の対象となるかどうかということを決定する事務がありまして、そちらの事務に係る費用として、事務用品及び職員を雇用する予定、また、それに伴って市の例規を改修する必要がありますので、例規改修の委託料等を、現在、補正で上げさせていただいております。

システム改修につきましては、今年度新たに無償化の対象となる人たちの認定に係る部分及び、ところを後年度改修するということで、まだ今年度の事務要綱しか発せられておりませんので、今年度については全額補助で充当できる見込みですけれども、来年度につきましては、その補助の要綱がまだ示されておられませんので、その中で対応できる部分について、補助金をできるだけ有効に充てて実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今の会計的なところは理解をすることはできました。

今回の無償化の中では、障害児の発達の支援についてもうたっております。就学前の障害児の発達の支援、この利用料の内容について伺いたいと思います。無償化になるということでの利用料の内容について伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 障害児に対する無償化の対象事業としましては、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等を通所により行う児童発達支援や、児童の発達支援にかかわる専門的スタッフが、児童の集団生活の場である園、学校などに訪問し、個別的な支援を行う保育所等訪問支援などが対象となります。

また、利用料は、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税所得割が28

万円未満の世帯は4,600円が一月の負担上限額となり、市町村民税所得割が28万円を超える世帯は3万7,200円が一月当たりの負担上限額となっております。

今回の無償化におきましては、3歳から5歳までの負担上限額である4,600円または3万7,200円が無償化の対象となりますが、保護者の方は無償化に伴う新たな手続は生じないこととなります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） それでは、次の質問ということなのですが、今回の無償化なんですけれども、確かに保育料について無償化するということについては、一定の子育て支援に少しは貢献できるとは考えるものなんですけれども、それ以前に、やっぱり現在の諸課題を解消する必要があると考えます。例えば、待機児童の解消、それから保育環境の整備、さらには保育士の処遇改善などが挙げられております。現在の待機児童数、そしてまた、これは公立、私立ともについてなんですけれども、保育環境の整備、それから保育士の処遇改善について、お尋ねしたいと思います。

今回の保育料の無償化が、対象が3歳以上ということになってまいりますと、ゼロから2歳の非課税の方はあれですが、さらに待機児童がふえる可能性が出てくるのではないかと思います。そのような状況から、現在の整備状況ですね、待機児童数、それから保育環境の整備状況についても伺います。

そしてまた、保育士の処遇改善では、公立保育園、それから私立保育園に対する考えについても伺いたいと思います。公立では、非常勤保育士の待遇については、来年度からの会計年度任用職員制度の関係もあると思いますが、その考え方、さらに私立については常勤保育士が月額1万5,000円、これは牛久市独自で処遇改善をしておりますけれども、さらには県との関係もあると思いますが、充実に向けまして、考えについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 本年6月1日における待機児童数は、国基準で、1歳児のみで18名で、保育士不足による募集を制限した人数を除いても6名となり、受け入れ体制が保育ニーズを満たしていない状況でございます。現在、小規模保育施設と認定こども園の施設整備を行っておりますが、10月からの無償化の影響や人口動静を見ながら施設を整備したいと考えております。

民間保育園の保育士不足につきましては、県の補助事業を活用し、労働環境の改善を図るとともに、市単独の保育士処遇改善補助金による賃金の改善を図り、保育士確保と離職防止に努めてまいりたいと考えます。

また、公立保育園の非常勤職員の処遇につきましても、昨日、杉森議員にお答えしたとおり、

来年度から実施する会計年度任用職員の制度設計の中で検討しているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 現在の待機児童数、1歳児が18名、それから制限とかそういうもので6名ということがありました。そうしますと1歳児以外については待機というものが発生していないのかどうか。たしか、これは同僚議員の質問にもあったと思うんですけども、その辺のちょっと数、もう一度確認をしたいと思います。

それと、施設整備については、小規模と認定こども園が今、開園がおくれているということについては把握をしておりますが、そのことが解決をできれば待機児童の解消につながるのかどうか。その辺を確認したいと思います。

それから、非常勤保育士の待遇、来年度から会計年度任用職員となっておりますが、来年度からもうスタートをするような、このような制度ですね、実際に働いている保育士さんたちとの間での、どのような話し合いとか、市として多分これは説明をしない限り、来年度早々には、こういうようなスタートができないのではないのでしょうか。その辺の状況について伺います。

私立では、さらに市として賃金の改善について考えがあるのかどうか。この辺を再度確認したいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） それでは、まず最初に待機児童の状況ですけれども、本年6月1日現在の待機児童は、1歳児のみの18名でございます。

それと、施設整備によって待機児童が解消するのかわというお話ですけれども、今、1歳児のみ18名待機児童がおると御説明いたしましたが、小規模保育施設、今、整備中のものが1歳児が8名の利用定員の予定しております。また、認定こども園の開園に伴いまして、認定こども園が今、8月に向けて5名程度、募集できるのではないかと見ております。これによって13名程度の募集が来月できるのではないかと今、見ております。ですから、まだ保育士不足という問題が解決できない状況では、待機児童の解消というものはまだ難しい部分がありますけれども、保育士の処遇とあわせて施設整備を行って、待機児童をゼロに向けて、対策を練っていきたいと思っております。

それと、民間保育園の処遇の改善ですけれども、昨年度新たに市単独で、常勤職員について一月当たり1万5,000円の賃金改善補助を実施するということで行ってまいりました。今年度におきましては、さらに常勤職員の処遇に加えて非常勤職員についても処遇の対象として補助を拡大しております。非常勤で一月当たり150時間以上勤務している者については月額1万円、120時間以上150時間未満の職員については5,000円の賃金改善を行う予定

でおります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 公立保育園の非常勤職員の処遇改善につきましてお答えいたします。

来年度から実施する会計年度任用職員の制度設計の中で現在検討しているところなんですけれども、その中の総務省が示す職務の内容や責任、職務遂行上、必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるという考え方をもとに、現在検討しております。その中で、次の10月の議会には条例改正を提出したいと考えているところなんですけれども、その前には非常勤保育士さんたちと説明会を持ちたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 保育士、特に非常勤の保育士さんというところでは、常勤職員と同じような働き方をされている方がかなり多いと聞いております。そういう中で、やはり今でも保育士が足りないために、その制限をしなければいけないという状況が今でも出ているわけなので、その辺の処遇改善についてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

会計年度の職員については、これからの制度ということでは、かなりいろいろな、皆さんからの意見等が出されると思いますので、その辺については真摯に取り組んでいただきたいと考えます。

それでは、幼児教育の今後の考え方に進めてまいりたいと思います。先ほども述べましたように、3歳以上が保育料が無償化、無料となると、働く母親が増加する可能性が生まれてくるのではないかと思います。

しかし、公立幼稚園というものは4歳から受け入れております。同じ無償化、対象となるならば、私立幼稚園にかわってもいいのではないかと。そういうような保護者も出てくるのではないかと思います。公立は公立の優位性ということがございます。この点については、公立幼稚園が2園になるときに、かなり私も議会の中で質問させていただきました。そういうような公立の優位性、さらには今後の運営について、新たな事業等についても考えていかなければならないのかと思います。例えば、ほかの幼稚園等でやっています一時預かり、そのような考えと、幼児教育に対する考えについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 幼児教育の無償化に伴い私立幼稚園を選ぶ保護者がふえることは考えられますが、公立幼稚園の教育に賛同し、入園されている方が多くおり、3歳までは個々の家庭で愛情を注ぎ、保育し、小学校就学前の2年間を集団生活の中で質の高い教育を受けさせることを保護者のニーズとして入園させている状況がございます。また、転入により保育園

及び私立幼稚園が定員を満たしているため入園できない幼児や、障害のある幼児の受け皿としても、公立幼稚園がお預かりしている状況にあります。

また、公立幼稚園の現在の立地条件などからも、保幼小の小1ギャップをなだらかにし、確かな学力の向上につなげるための役割を果たすための総合的な教育を広げてまいります。

今後は、一時預かりなど保護者の多様なニーズ等を伺いながら調査研究してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） さまざまな幼児教育について、いろいろと価値観もありますけれども、そのような中で、やはりここには力を入れていただきたいということも含めまして、たしか幼児教育の中心的な役割を公立幼稚園、特に第一幼稚園が担うというような前の答弁があったように思いますが、その辺について、今後はどう考えていくのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの御質問では、多分センター的機能のお話だと思いますけれども、今回、第一幼稚園を新たに建設するに当たりまして、幼稚園運営協議会に諮問をし、その答申として受けた中で、今後、公立幼稚園のあり方として、特に第一幼稚園については、市内の私立、公立を含めた幼稚園、保育園のセンター的機能の役割を果たすことが重要になってくるというような答申をいただいております。これは、幼児教育の重要性が叫ばれている昨今、やはり公立の幼稚園教諭におきましては、日ごろより、私立等に比べましてかなり多くの時間を研修等に割いている。それから、ことしなどもそうですが、第一幼稚園などでは、茨城大学さんの協力を得て、障害者教育に対する研修を実地で行っていただくなど多様な経験を行う中で、そういったノウハウを蓄積しながら、ひいては市内の私立、公立の幼稚園、保育園の保育士、幼稚園教諭にそういったエビデンスをどんどん伝えていくというような役割が期待されているということでございます。

したがって、今後もそういう形での役割というものを公立幼稚園はしっかりと担っていくということで、頑張っていくというような状況でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 牛久市の今後の幼児教育の方向性というものが、多分そういうような役割を果たしていくものが公立幼稚園ではないかなと、私も理解をするものなんです。

ただし、今回の幼児教育無償化については、全ての、ゼロ歳から5歳までを対象としていません。御存じのように、ゼロ歳から2歳までは非課税、そして3歳から5歳については、収入の高い、低い、全然関係なく対象となると。そういうことがわかってまいりました。今回の無償化というものは、幼児教育とか保育を充実させる、そういうスタートから来たのではないと

ということが、いろいろなところからわかりました。働く母親をふやす。子供が3歳になったら保育料が無料になるので、それでは働きに行こうか。このような就労を考える母親をふやしたい。そういうような、女性の就業率を上げる。これも要因の一つと言われています。また、2018年1月から、妻の年収が103万円の壁と言われていました。これは103万円を超えると扶養から外れるということなんですけれども、夫の年収が900万円以下の場合については150万円まで引き上げ、150万円まで働くことができる。そして、38万円の配偶者特別控除が受けられる。このように法改正をしたことから言えると思います。

さらには、今回の消費税の税率を引き上げる。このことによって、保育の無償化が消費税を財源としている。このことについては、いろいろな意見が出ていることも承知をしていると思います。保育の充実を求める、この場合には消費税率の引き上げにつながる。このようなことも含んでおります。さらには、引き上げができない場合には予算の確保ができない。そのようなことによって、保育環境の低下にもなりかねません。さらに、つまりは社会保障の財源に消費税を充てる。このことには大きな問題だと考えます。

今回は、保育料について、応能負担。これは存じておりますけれども、現在の応能負担から、今度は無償化の恩恵。これは、所得の高い人ほど大きくなります。質問でも言いましたけれども、給食の食材費についても、給食の一環ということであれば当然無償にすべきであり、公費負担の対象からは自己負担に変える。これは保育の後退につながるのではないかとこのことも伝えたいと思います。

さらには、今回の無償化、認可外施設を無償化の対象にしている。これについても大きな問題です。認可外施設を固定化する。基準を緩和したり、保育環境の改善がおくれるのではないかと私どもは考えます。

以上のことから、今回の無償化については、経済対策を入りに、出口には消費税率の引き上げが考えられてくるのではないかとと思われます。

子供たちの育ち、幼児教育、そして保育事業は国の責任であり、安定的に行える仕組みをつくることを訴えまして、次の質問に移ります。

介護保険制度についてのごとでございます。介護保険施設の整備や在宅介護サービスの現状と、第7期計画の進捗状況について伺います。現在、第7期の計画が進んでおりますが、状況について質問をいたします。第7期の現在の計画の状況、そしてまた特別養護老人ホームの待機者数、さらには、在宅介護サービスはふえているということ聞いておりますが、その種類と、昨年と比べてどうなのかということ。この3点について伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 第7期における施設整備計画は、広域型の特別養護老人ホー

ムを1カ所、地域密着型の特別養護老人ホームを1カ所、認知症グループホームを1カ所、小規模多機能型居宅介護を1カ所整備する計画を立てております広域型の特別養護老人ホームにつきましては、現在、事業者が県の認可を受け、令和2年中の開設を予定し、準備を進めております。

地域密着型サービスの施設につきましては、特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護の3施設の公募を実施しましたが、応募がない結果となりました。この結果を踏まえ、令和3年度からの次期計画を見据え、施設の設置条件等を緩和し、早期に公募を実施するよう、現在、準備を進めているところでございます。

次に、市内の特別養護老人ホームの待機者数についてお答えいたします。

市内の特別養護老人ホームは5カ所、入所定員は合計で388人となっており、平成30年4月1日現在の牛久市民の待機者数は5カ所合計で112名となっております。

次に、在宅介護サービスの現状についてお答えいたします。

在宅介護サービスの中では、給付費の伸び率が高い順に、医師、歯科医師等が、通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う居宅療養管理指導が前年比で約47%の増加、訪問リハビリテーションが約43%の増加、訪問介護が約13%の増加となっております。このことから、居宅において医療職が携わる介護サービスを必要としている方が増加していると考えられます。

今後も、必要なときに必要な介護保険サービスが利用できるよう、適正な介護保険事業の運営に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 第7期の計画の中で、広域型については現在、県の認可を受けて、令和2年には開設の運びということなのですが、ほかの3カ所について、公募をしたけれども参加がなかったというようなことなんですけれども、主な理由として何が考えられるでしょうか。こういうような、これから介護が必要な人がふえる中で、やはり施設整備についても充実をさせていかなければならないということで、こういう計画を立てたと思うんですが、その中で応募がなかったということについては、どのように市として考えているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 昨年度、地域密着型の公募を実施しましたが、その際は、公募しました特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護をそれぞれ単独の施設として、小学校区を限定しまして公募を実施しております。その公募がなかった原因としましては、そのように単独の、まず公募であったこと、また、地域を限定した公募であったという2つの原因が考えられております。

現在、この反省のもとに、今年度、今、公募の準備をしているんですが、今後の方針としましては、組み合わせて公募できるような仕組みを考えておまして、例えば特別養護老人ホームの小規模のものと小規模多機能型の居宅介護、また認知症グループホームと小規模多機能型の居宅介護を合わせて整備していただくような公募も検討しております。そのようなことで、1年、今年度実施しますと、当初計画よりは1年おくれにはなるんですが、必要な施設と考えておりますので、今年度、公募を行い、先ほどお答えしましたが、令和3年中の整備を目指してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） そうしますと、令和3年、平成で言うと32年と伺っているのかどうか。そうしますと、第8期の計画にもかかわってくるのかなのかどうか。その辺を確認したいと思います。

これから団塊の世代というものが75歳を超えてくるとなると、かなり介護施設の充実が大変になってくるとは思います、その辺について再度伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） お答えいたします。

令和3年度というものは、第8期計画の初年度に当たります。整備の計画としましては、第8期中の整備ということで進めるようになります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） そうというような施設整備というものは大変、核家族化が進む中では、そういうようなことも必要だと思います。さらには在宅介護。この種類がかなりふえているということでは、施設整備がまだ間に合わない中で、この在宅介護を選んでいるとは理解をするものなんですが、その辺の増員の要因というものは市でどのように把握をされているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 在宅サービスがふえている理由としましては、特別養護老人ホームにおきましては、先ほど申し上げましたように、待機者がまだ100人以上いらっしゃるということで、待機になっている市民の方がいらっしゃるということ。それと、高齢化に伴いまして、1人当たりのサービス量というものが徐々にふえてきているということで考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） そうですね。特養の待機者が112名ということでは、そちらに入れない方たちが在宅サービスを選びながら、その中で暮らしている。そういうものを選ばざる

を得ないという状況が牛久市の中でも出てきていると思います。

2番目の質問に入っているようなところもあるんですが、団塊の世代が75歳になるとときには、認知症になる方が4人に1人、700万人、このように言われております。80代では2人に1人ということでは、認知症対策というものが大変喫緊の課題でもあります。認知症の人や家族が切実に求めていることは、安心して使いやすく、きめ細かな介護と医療の仕組みといえます。認知症では、早期発見、そして早期治療、そういうものが望ましいと思いますが、なかなか進まない実情があると思います。また、認知症を発症しても、事業所から、症状により受け入れはできないと入所が断られた。受け入れてくれる施設がないために老老介護など、家族介護も限界に来ている。このような話も聞いております。受け入れる施設がない場合、治療目的でやむを得ず病院に入院しなくてはならないケースもあると聞いております。介護人材の不足によりまして、施設でも受け入れ困難、このような状況もあるのではないかと考えますが、どうしたら利用者の尊厳が大切にされる、このような介護保険制度を利用できるのか。市の考えを伺いたいと思います。

初めに、認知症対応では、初期集中チームの状況と相談体制の周知や充実について伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 介護保険法による施設サービスを希望する場合、施設は、正当な理由なく介護サービスの提供を拒んではならないとされており。正当な理由とは、暴力によりほかの利用者を傷つけてしまう危険性がある場合や、点滴やたんの吸引など医療処置が必要だが施設では対応できない場合で、このような場合には入居を断られてしまうということがあります。御本人と御家族が在宅で生活し続ける環境を支援するためには、ケアマネジャーがデイサービスやショートステイなどさまざまなサービスを組み合わせて提供し、家族の精神的負担の軽減を図りながら支援していくことが必要となります。

市では、認知症の高齢者が行方不明になる不安がある場合には、地域の方々との連携を図りながら高齢者を検索する「SOSネットワーク」と、衣服等に反射テープを張りつけ、高齢者を見つけやすくする「おかえりマーク」という施策を実施しており、家族やケアマネジャーと相談しながら事業を実施しております。

また、医療につながっていない方と家族を支援するために、市では認知症初期集中支援チーム事業を実施しております。今年度は、この事業が市民の皆様にとってより身近な存在となるように、事業の周知方法や相談体制等の見直しを行います。

今後とも、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて、新オレンジプランに基づき、認知症の方が最もふさわしい場所で適切なサービスを利用することができるような仕組みを構築してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 初期集中支援チームなんですけれども、現在、30年度の相談件数、わかれば教えてください。

それと、けさの新聞になんですけど、認知症で行方不明になった方が昨年の届け出だけで1万7,000人もいらっしゃるというような報道がございました。認知症になって、行方不明になってしまうということは、それなりの、御本人にとってはやはり理由があるそうです。そういうようなことなども含めまして、今度こういうようなこと、相談体制、見直しを行うという御答弁がございましたが、どのように考えていくのか。その辺を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） まず、相談件数でございますが、地域包括支援センターで平成30年度に受け付けた件数としましては、延べ3,975件の相談を受けております。平成29年度については3,836件ということで、前年比としましては139件ふえております。また、新規の相談件数としましては822件ということで、前年度の768件から54件ふえている状況でございます。

認知症の初期集中支援事業につきましては、本年の3月に認知症初期集中支援事業検討委員会を実施しましてその際に、医療、介護に携わる専門職の委員の方からの助言を参考に、現在、認知症初期集中支援事業を担当する地域包括支援センターと事業の見直しを始めております。具体的には、対象者の把握、選定等のプロセスの見直しと、活動を周知するためのホームページの開設の準備をしております。

また、見直しにより、相談件数、対象者数の増加に合わせ、チーム数をふやす検討もしております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 地域包括には相談がそれぞれ行っているということなんですけれども、認知症の初期集中支援チームについては、なかなか実際に相談まで、たしかこれは3人のサポート医とか、3の方がチームを組んでやるというように理解をしておりますけれども、その辺の周知の方法ですね。今、ホームページにも開設をしながらということなんですけれども、まだまだやはり知らない方、知っていても、どこにも相談をしない、それから利用しない、さまざまな、それぞれの理由が考えられます。しかし、一番困っているものが当事者の本人と家族だと考えます。施設の充実も必要ですけれども、誰もが住みなれた地域で最後まで自分らしく暮らしたい。これは本人や家族の願いでもあります。全国的な認知症への啓発、それからまた当事者からの訴え、家族会などの広がりがある中で、この認知症というものが少しずつ知られるようになってきたと思います。しかし、まだまだ情報が届いていない。そのことを痛切

に考えるものでございます。

さらに、現在の体制ですね。これからも1チームつくっていくというような御答弁でございましたが、さらにここを充実させるための考えを再度伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 今後の、充実するための方策ということでございますが、現状としましては、認知症初期集中支援チームで今、対応しているケースが2件ということでございまして、まだまだ、先ほどお答えしましたように、周知も足りていないという状況だと考えております。今現状は、先ほど、相談件数としましてお答えしましたように、地域包括支援センターで多くの件数の相談を受けているわけでございますが、それを認知症初期集中支援事業に結びつけまして、早期に集中した支援ができるように、現在、見直し、どのようにしたら把握、選定がうまくいくのかということで検討しておりますので、それにあわせて支援チームもふやす検討もしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 認知症対策については、さまざまな全国的な取り組み、さらには情報等がいろいろと出ております。私の近くでもやはり、認知症の母親を息子さんが介護をしていた。そのような事例等も実際に見ております。そのときにも、息子さんはどこにも相談をしていませんでした。さらに、近所からいろいろな情報が寄せられる中で、どうすればその方の願いに寄り添えるのか。そんなようなこともありましたけれども、本人からの訴えがない限り、やはりこちらから勝手に動くということではできないものだと思います。そういう情報が市にきちっと届いていれば、さまざまな連携もとれるのではないかと思ったわけでございます。そういう情報が一番つくものが、地域の中の行政区、さらには民生委員、さらにはいろいろな包括とか、いろいろとかかっているケアマネジャーさんなどもあると思いますが、そういう方たちとの連携が、やはり地域の中でもまだまだ足りない。本人からの申請がなければなかなか動きがとれないというような地域の実情もあると思いますが、そういうように困っている人たちをどうやって把握していくのか。これは今すぐどうのこうのということではないと思いますが、その情報の把握を市として今後もぜひやっていっていただきたいと思います。今の地域包括、それ以外にも、担当課、そういうものであると思いますが、その辺の情報を、連携をしながらどうやってつくっていくのか。さらには、そういうところをぜひつくっていただきたいと思いますが、もう一度伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） さまざまな機関との情報の連携ということでございますが、本年度、各小学校区で地区社会福祉協議会がございまして。今年度は、その総会等の場で、地域

包括支援センターの職員も出向きまして、その案内も始めております。地域の皆さんと、また民生委員児童委員の皆さん、さまざまな機関との連携を今後進めて、認知症初期集中支援事業というものを広めていきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 相談事については、よく言われることなんですけれども、ワンストップで、一度こちらに相談に来たら、そういう担当課で連携をとりながら、あちらこちらに相談に行くのではなく、そういうような体制というものがやはり必要になってくるのではないかと思います。ですから、そういう相談があった場合に、きちっとその情報をいろんなところで連携して、その相談に乗れるような体制をぜひつくっていただきたい。このことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で21番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時55分といたします。

午後3時47分休憩

午後3時57分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。同僚議員の質問に対する答弁に、私は多少問題があるのではないかと考えております。それは、第一幼稚園でのアンケート、まるで恣意的に行われたような言い方、そしてまた、第一幼稚園は中学校の二次的なものととれるような発言は、私は特に問題があると考えております。個人的な考え方と受け取られるような発言はすべきではありません。そしてまた、任命責任者である市長の責任も大きいものがあると、まずは指摘をしたいと思います。

それでは、通告順に従って質問をいたします。今回は、子供の権利、人権を定めている子ども権利条約をもとに、いじめ、不登校、自己肯定感について質問をするものでございます。

現在、教育委員会が把握しているいじめ、そしてまた不登校の実数及びその解決策をお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） いじめと不登校、両方まとめて発表してよろしいでしょうか。（「は

い」の声あり)

いじめに関してです。いじめのまず要因ですが、本市では、昨年度のいじめの認知件数は、小学校137件、中学校137件の計274件でした。それらのいじめの態様は、「冷やかashi」が162件、「軽くたたかれる」が33件、「嫌なことや恥ずかしいことをさせられる」が24件、「仲間外れ」が19件、「金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする」が15件、「ひどくたたかれる」が8件、「パソコンやスマートフォンでの誹謗中傷」は5件などでした。

いじめの要因もお話したいと思います。いじめの要因としては、次のようなものがあります。例えば、「机を離す」といったいじめがありました。原因は、風邪ぎみの男子がマスクをしていなかったため、隣にいた女子がうつるのが嫌で机を離したというものでした。また、友達に「触らないで」と強く言たいじめがありました。これは、男子が話している最中、つばが飛んできたことをきっかけに、隣にいた女子はそれが嫌で強く言ってしまったというものでした。「みんなおまえが死ねばいいと思っている」と言たいじめもありました。これは、いつも自分に注意してくる男子が下校の際に1列に並ばなかったからというものでした。また、ある男子が「死ね」と言ったり、「死ね」のハンドサインを出したりしたいじめの要因としては、仲がよかった女子に対しちょっかいを出し始め、次第にエスカレートして、無意識、反射的にしてしまったというものでした。

国立教育政策研究所の調査報告によれば、いじめの要因には、勉強や友達、先生、家族に関する嫌な出来事や過度の競争などがあり、それらが児童生徒のストレスとなって、いじめの加害に向かいやすくなるという報告があります。本市のいじめの要因についても、学校の詳細報告によれば、「相手の言動に対して気に入らなかった、腹が立った」というものや、「加害者自身がいらいらしていた」というもの、「加害者自身もよくわからない」というものなどです。これらのことから、加害者に何らかのストレスがあり、それがいじめの要因になっていると考えられます。

しかし、幾らストレスがあっても、いじめを認めることはできません。いじめは人権問題であり、児童生徒に不機嫌や怒りが生じたとしても、決して許せるものではありません。また、加害者がいじめと思っていなくても、被害児童が嫌な思いをしたいじめもあり、これらについて、さらなる分析が必要です。

以上がいじめの要因です。

不登校の要因も述べたいと思います。不登校の要因もよろしいでしょうか。

不登校の要因としましては、おおむね4つの要因に分類することができます。1つ目は「学校における人間関係」、2つ目は「遊び、非行」、3つ目は「無気力」、4つ目は「不安」とい

った要因です。昨年度、牛久の不登校児童生徒は62名でしたが、それらの要因で最も多いものは「不安」に関するものでした。

不安を感じる背景として主なものは、「いじめを除いた友人関係の問題」が10件、「小学校から中学校への進級時の不適応」が5件、「学業不振」が4件、「部活動への不適応」が2件でした。

次に、不登校の要因として多いものが「無気力」傾向です。この背景としても、「学業不振」が8件、「小学校から中学校への進級時の不適応」が5件、「家庭に係る状況」が4件、「いじめを除いた友人関係の問題」が3件でした。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 先日、私は、元文部科学省事務次官の前川喜平氏の講演を聞きました。その中で、いじめ、不登校の責任は、大半は学校にあると言い切っておりました。これに対して、教育長はどのように考えるのか、お尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） いじめや不登校のきっかけは、多くは学校であると思います。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） いじめ、そしてまた不登校の根底には、子供の人権が、学校、そしてまた子供同士、また、保護者も含めて、十分考えられていないのではないかと。これまで3日間、一般質問を行ってきて、答弁を聞いておりますが、どの答弁を聞いても、この教育問題については、子供を中心に教育が行われていないのではないかと私は感じるわけであります。

そこで、ことしは子どもの権利条約が発効して約30年、日本が批准をしてから約25年になります。教育現場で子どもの権利条約がどのように生かされているか、疑問に感じることもあります。いじめ、不登校の問題を考えると、子供たちの人権は本当に守られているのか。人権とは何なのか。学校教育の中で、教育委員会での、この子どもの権利条約、あわせて人権、権利等どのような取り組みを行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） いじめの問題にしましても、不登校の問題にしましても、基本は、一人一人の子供を大事にするということで、一人一人の子供に寄り添った教育をしようということを、全ての教育の根底に置いて進めている現状です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 哲学者イマヌエル・カントの有名な言葉に、「人間は、教育によって初めて人間になることができる。人間とは、教育が人間の素材からつくり出したものにほかならない」というように、教育が十分に与えられてこそ、人間は人間性を発現することがで

きるのだと、カントは説いているわけであります。人間は、生まれただけでは人間性を十分に発現させることはできません。そのために教育が必要であるということであります。

子供の人権、そして権利も大事な教育であると思います。しかし、私たちは学校教育の中で、人権、そしてまた権利という言葉をもっと教わってきたでありますか。人権とは、簡単に言えば権利です。子供たちを含め、教育現場で人権というものをどれだけ取り上げているのでしょうか。人権というものを理解できれば、いじめ、不登校ももっと少なくなるとは思います、教育長の考え方をお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 私たちは、子供たちの人権というものは第一に考えています。それが人権という言葉であらわされているか、一人一人を大切にするという言葉であらわされているかはわかりませんが、全ての教育活動の中で、一人一人を大事にする教育、一人一人に目を向ける教育、一人一人に寄り添った教育というものを進めていることが、子供たちの人権を大事にしている表現ではないかなと考えております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 先ほど、いじめの問題で、教育長がいろいろ報告をしてくれましたが、ほとんどが人権にかかわるものなんですよ。どうも、その辺のところのニュアンスがよくわからないと思います。本当に学校教育の中で、子供の人権、そしてまた権利というものが子供たちに実際に理解されているのかどうか。

子どもの権利条約が発効されて約30年。日本が批准したのが、それから約4年ちょっとたって25年です。どのような議論が行われたのかということ、これは十分なものではありませんが、ある人の言い方にすれば、子供たちが人権とか権利をしっかり勉強し始めると学校教育が成り立たないというようなことが議論されたと言われております。日本の教育の根底には、このような考え方があるのではないかと疑わざるを得ないわけであります。

そこで、日本ユニセフ協会が発行している、子供にもわかりやすく書かれている子どもの権利条約カードブックを御存じと思うんですが、教育現場で使われているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在、使われておりません。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） そうしますと、子どもの権利条約の中に書かれている内容について、では教育長は実際に子どもの権利条約を読んだことがあるのでしょうか。その点、1点お尋ねしたいことと、子どもの権利条約の中には4つの原則があります。命を守られ成長できる

こと。この「命を守られ」ということは、1つ例を挙げれば、やはりいじめのことであります。命を守られ、成長できることを子供の権利として認められているわけであります。そして、子供にとって最もいいこと、これは不登校に通じる可能性も十分あるわけです。そして、意見を表明し、参加できること。今回もそうですし、前回もそうでしたが、では子供に対しヘルメットを半ば、私は強制的と思わざるを得ないんですが、子供たちに意見を表明し、このヘルメットをかぶることについての参加を求めたことがあるでしょうか。それと、差別のないこと。この差別のないことは、やはりいじめの問題に通じてくるわけであります。子どもの権利条約には、この4つの原則があるわけです。これがしっかりできれば、いじめ、不登校は減ってくると思いますが、教育長はどのように考えるか、お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） たしか、子どもの権利条約には、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利というものがあるのかなということを考えております。

では、具体的にどうやって学校現場におろして、どうやって子供たちにおろすかということが問題だと思います。そうやってきますと、ふだんの学校教育の中で、学級活動とか、授業とか、朝の会とか、帰りの会とか、集会活動とか、さまざまな形で子供たちに具体的におろしていく中で、子供たちの心を育てていくという中で、先ほどの人権の問題につながっていくようなものが、具体的に子供たちにおろしていくのかなということであります。それが教育課程という形で、時間割りとかそういったものの中で組み込んで、おろしていっていると考えております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 答弁漏れで、教育長は子どもの権利条約、読んだことがあるのかどうかということ、答弁が漏れておりました。

教育長が言われた、子供たちの権利のことですね。私は、子どもの権利条約に4つの原則があるというふうに、原則と権利、これは同じものではないので、この辺のところをちょっとよく、どう思うのか、お尋ねしたいと思います。

それと、子どもの権利条約、第42条で、締約国、これは日本ですね、権利条約を広く広めていくことを約束しているわけです。しかし、文科省のほう、この当時は文部省だとは思いますが、この子どもの権利条約、指導要領には入っていないですね。しかしながら、子どもの権利条約第42条に基づいて、当然、学校教育の中でも広く広めていくという責任はあると思いますが、この点について。

子どもの権利条約の4つの原則、4つの権利を理解し、そして自己肯定感を、当然この子どもの権利条約を理解していく中では、自己肯定感というものも子供たちに育てられていくと思

いますので、その点について。

どうも、この権利条約というものの内容自体、読まれていたとしても、どのように広めていくかという議論もされていない中ではなかなか難しいことだと思いますが、再度、教育長の考え方を聞きます。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 子どもの権利条約の全文は読んでいません。子どもの権利条約の概要としては、大人と同じような権利を子供にも与え、子供たちも守っていきましょうというような中身だったかと思っています。その中で、今、議員がおっしゃったような、自己肯定感をどうやって高めていったらいいかというような話でお答えしていけばよろしいでしょうか。

もともと、私たちの学校教育においては、アクティブラーニングという視点に沿った授業改善を進めています。児童生徒の自己肯定感とか自己有用感を高めて、いじめや不登校などの未然防止や早期解消を図るということは大きな目的であります。

アクティブラーニングによる対話的な授業を推進する中で、私たちは、わからない子供が「教えて」と来て、教えてもらえれば「ありがとう」といった声の響く授業の中で、子供たちが互いに支え合い、認め合いながら、自己肯定感や自己有用感を高められるようにしています。日々の授業の中で、子供たちは、自分の学びが友達の助けになっている、役に立っているといった経験を通して、自己肯定感を高めています。

そのための授業づくりの工夫として、教える者と教わる者が固定化しないように、ICTを初めさまざまな教材を準備することで、また習得、活用、探求といった学習プロセスの中で、教科書のレベルを少し超える、1人では解決することのできない課題を与えたりしています。

また、年に2回、自己肯定感・学級満足度調査を実施することにより、一人一人の心の状況を分析し、授業等を通して自己肯定感の向上と居場所感のある教室づくりに役立てています。

授業以外にも、帰りの会に「ほめ言葉シャワー」などの時間を設け、自分がしてもらってうれしかったことや、友達のいいところを互いに発表し合うことを通して、自己肯定感を高める活動などを大切にしています。また、市内の多くの学校では、子供たちは地域とかかわりながら多くのことを学んでいます。地域の方々に認められながら活動することで、そこに居場所があり、自己肯定感が高まっていると思います。こうした取り組みを今後ますます推進するために、市内全ての学校でコミュニティ・スクールの取り組みを始めました。

一方、子供たちの自己肯定感を高めるために、それを指導する教師自身の自己肯定感を高めようとしています。市内の学校では、先生方が互いの授業を見せ合いながら、そこでの子供たちの様子を語り合います。若い先生も年配の先生も、子供から学んだことを語り合う中で、自分の授業や学級経営を振り返り、成長し合いながら、先生方も自己肯定感を高めています。

また、教員評価という取り組みもあります。これは、教員一人一人が校長先生とともに、自分の立てた目標に向けた取り組みと面談を通して成長していくものです。自己目標の達成を通して、学校組織の一員として自分の存在が役に立ったと自覚できるものであり、教員の自己肯定感や自己有用感を大きく高めるものであります。市内の多くの学校では、若手教師集団に対して、ミドル層の教員が助言をするメンター制度の研修も取り入れています。

こうしたことを通して、子供の自己肯定感も、それを支え指導する教師の自己肯定感も高める取り組みを市教育委員会として支援してきています。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 日本ユニセフ協会が発行している、子どもの権利条約カードブックというものがあると先ほど言いました。基本的には、第1条から第40条までイラスト入りで書かれております。これは、小学校1年生ではちょっと無理かとも思いますけれども、子供の定義とか差別の禁止だとかという、1つのカードにイラストを描いて、それで、その説明を全部ルビを振ってあると。詳しくは、その裏側には本文が載っているというものです。

やはり、今、教育長が言われたことも当然それはそのとおりでと思います。しかし、もっと身近に、子供自身が人権、そして尊重ですね、自己肯定感を育てていくということは当然であります。しかし、自分の人権もそうだし、自分の権利もそうだと。友達の人権もあるし、友達も尊重しなければならないという形では、もう少し人権、権利というもの、これは先ほど、哲学者のカントの人間が教育を受けて人間性を得ていくということ。これは、人権というそのものを子供たちに実感させ、教育の一環として進めていく必要があると思います。

先ほど、教育長も答弁の中で言いました。いじめはもう完全に人権侵害です。その人権侵害というものが、では昨年度のいじめの問題の中で、いろいろな事例を言われましたが、これは相手の人権というものを私は尊重していない。その人権という権利というものを、いじめる側が理解していないと多分に思うわけであって、ユニセフ協会の子どもの権利条約カードブックですか、ちょっと幾らだか、値段は書いていないのでわからないんですが、ぜひこういったものを使って、例えば道徳の時間などを含めて、やはり小さな子供から人権というもの、他人に対する尊敬というものも育てるような方向を、私はやっていただきたいと思いますが、教育長の考え方、再度お尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほどのいじめに戻りますと、暴力を伴ったいじめと、暴力を伴わないいじめというものがあります。暴力を伴ったいじめは非常にわかりやすいんですが、暴力を伴わないいじめは、からかいとか冷やかしいといった状況で、非常に見つけにくいものであります。そして、小4から中3までの6年間のアンケートをとると、「いじめを受けたことがな

い」という子供は1割しかいませんでした。「いじめをやったことがない」という子供も1割しかいませんでした。ということは、大多数の子供たちは、いじめをやっているか、やられているかの、被害か加害を経験しているということで、ほとんどの子供がいじめにかかわっているということを考えますと、やはり予防ということがとても大事になってくるかなと思っています。

そこで、先ほど言いましたように、いかに自己肯定感を高めるかとか、自己有用感を高めるかということ、全ての教育活動を通してやるのが、子供の人権につながっていくのかなと思っています。

自己肯定感というものは、ありのままの自分でいいんだということで、自分で自分を認める、そういう意識かなと思っていますが、自己有用感というものは、私たちの授業づくりのように、誰かに教えて、「ありがとう」と言われたら、自分が人の役に立っていると思うことがまた自己有用感として大事なのではないかなと思っています。そうした自己有用感とか自己肯定感というものを全ての教育活動、特に学校教育の8割近くを占める授業の中で大事に、学力とともに育てていくことが人権につながっていくのかなと、そう考えております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） そうしますと、日本ユニセフ協会が出している子どもの権利条約カードブックというものは利用しないということで理解してよろしいですか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 済みません。そのカードブックというものを僕はちょっと存じ上げないものですから、ぜひ見せていただいて、有効であれば道徳でも使えるし、学級活動でも使えるし、さまざまな場面で使えると思いますので、検討していきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） ぜひ、子どもの権利条約のカードブックは非常にわかりやすいです。小学校の子供でもわかりやすく書かれております。これはイラスト入りで出ていますからぜひ。

子どもの権利条約とあわせて、もう一つあるものが、子供でもわかるように書かれている、いじめ防止対策推進法というものがあります。これは、たしか新潟大学の教授が書かれたものだと思うんですが、小学生が読んでもわかる、いじめ防止対策推進法というもの。これもぜひ取り寄せて、まずは先生方が、教育委員会も含めて検討してもらって、子供たちにもこれをわかりやすく説明できるような方向は考えられるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） いじめ防止対策推進法は、国の規定にもありますように、子供も先

生も、そして保護者も地域もみんな理解して進めるものというようになってきていると思いますので、ぜひ参考にして、勉強していきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） それと、先ほど教育長が、不登校の問題、なぜなるのかということとを4つと言われたんですが、私の調べでは、8つあるのではないかと。学校生活によるトラブル、いじめや集団生活が苦手、教師と合わないということ、これが1つです。それと、無気力、非行や遊び、学業不振、甘えたがり、精神が未熟、家庭環境、発達障害、神経性不登校になる。これらは、それなりの理由があるからだと思います。

今、不登校と言われる子供たち、例えば1週間来ない、1カ月来ない、半年来ないとか、それは1つの基準があると思うんですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 私たちが62名の不登校と言っているものは、欠席日数が30日以上のもを言っています。実際に30日以上休んだ子供たちは120名いるんですが、病気とか、経済的理由とか、10日未満とかというものを抜くと、62名を不登校とカウントしております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） ある保護者の方から聞くと、教員と合わないという。それで、1日でもいいから出てこい。保健室だけでもいいから出てこいと。これは本当に不登校の子供に対する教員の指導でしょうか。私は非常に疑問に思います。教員と子供の性格が合わないで不登校になるということ。これは当然あることだと思います。それを、保健室でいいから来いとか、来ればそれで登校と認めるとか、これは私はおかしいと思います。やはり子供の立場に立っていないと。子供の人権、子供の権利というものをしっかり認めていないと。そしてまた、子どもの権利条約に書かれております。子供が発言する権利を持っているわけで、認められているわけでありまして。そういったものを頭から否定していると私は考えざるを得ないんですが、その点についてどう思うか、お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 以前の不登校の指導は、本当に、教室に戻すということを前提に進めておりましたので、子供たちにも強い学校復帰を促すというようなことがありました。しかし今は、子供たちに寄り添って考えると、2年前に教育機会確保法もできましたように、休んでいいんだよ、学校以外の場所もあるんだよというような流れも今あると思いますので、無理して学校に呼び戻すというような方向ではない、子供に寄り添った方向をしています。特に、中学校においては、例えば牛久一中ではドリームルームという部屋をつくりました。子供たち

は、教室に行かなくて、そこで過ごしている子もいます。適応指導教室のきぼうの広場というものがあるんですが、そこと教室の間にドリームルームという部屋をつくることによって、そこで子供たちは安心して生活をしています。牛久南中にも、牛久三中にもできました。学校はそうようにして、教室と適応指導教室の間の部屋をつくって、子供たちに寄り添った指導をしている現状があります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 自己肯定感の問題についてお尋ねしますが、自己肯定感の高い子供というものは、どういう子供なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） コミュニケーション能力が高かったり、本当に友達関係づくりがうまかったり、何でも前向きに取り組むというような形であらわれてくるのかなと思っています。また、友達も受け入れやすいというような形であらわれてくるのかなと思っています。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） その自己肯定感の高い子供というものは、いろいろ、全てということではないと思いますが、物事に意欲的に、かつ集中的に取り組むことができるとか、あとは失敗を恐れないとか、チャレンジ精神があるとか、人と自分を比較することが少ないと。自己肯定感が高くなってくると、やっぱり自分と人との比較というものは少なくなってくるといふうに。結局、幸福度が高く、高めるためには何が必要かという、やはり小さな子供のころから褒めるということですね。子供一人一人に対して褒める言葉。特に、教員。私が聞いた中では、どの小学校か忘れましたが、校長先生が朝、校門の前に立って、誰々さん、おはようと、頭をちょっとなでてあげると。これだけで子供は非常に喜ぶわけですね。そういったことで、教員と子供の共通点ができてくる。その中で、少しずつ自己肯定感も高まってくると思います。

ある学校では、1,000人も超えていると、子供の名前を全く覚えることができないと言われる校長先生もこの間おりましたが、それは今回の質問と違いますので。

ですから、学校の中では、子供と教員の触れ合いというものは非常に私は大切だと思います。当然、教育長も教員生活が長かったと思うんですけども、同じようなことをやってこられたのではないかなと思うんですが、まず自己肯定感を高めるためには、1つの方策としては、褒めるということ。全ての子供たちに褒め言葉を。ただ、先生は俺に気を使って褒めているなんて思うような褒め方はだめですからね。

その点ちょっと、どう考えているのか、お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 褒めるということはとても大事なことです。ただ、私たちは荒れた学校を何度も経験してきました。なぜかという、教師が、以前は40人学級、今は35人学級ですので、1人の教師が35人の子供を1日のうち何回褒められるかなんことを考えると、難しい問題があります。

そこで、私たちは、昔は学び合いと言ったんですが、今はアクティブ・ラーニングといいますが、子供たち同士の力をかりて、きずなをつくって、子供たち同士の力で学びを深めていこう。きずなを使って、子供たち同士で支え合いながら、お互い認め合い、褒め合う場面をいっぱいつくろうと。そうすると、学校の朝の1時間目の授業から夕方まで、子供同士がグループになったり、ペアになったりしながら、認め合ったり、教え合ったり、褒め合ったりする中で、子供同士がきずなが深くなって、問題行動も減ってきて、不登校も減ってきて、なおかつ学力が上がるかなんというような取り組みが、私たちがやってきた取り組みでありまして、教師が褒めることとともに、子供同士のきずなをつくって、子供同士も褒め合うということで、「ほめ言葉のシャワー」が教室中にあふれると、学校も落ちついて、子供の居場所もできて、学力向上にもつながるかなん。そういった取り組みをしてきました。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 先ほども、教育長は少し、教員の自己肯定感というものを言いましたが、私は教師の自己肯定感、または教師の自己効力感。自己効力感というものは、人がある状況の中で必要な行動が上手にとれるかという可能性を認知し、期待する感覚を指す言葉です。わかりやすく言えば、自分が持つ目標やゴールに対して達成すること、達成できるという見込み感となるわけでありまして。自己肯定感との違いは、自己を積極的に評価するという感情であります。自己肯定感とは、社会の中の自分の存在やあり方を前向きに評価できる感情のことです。なぜ自分はこの輪の中に存在しているのか。学校の中、教員としてののか。価値ある存在なのかという点において、極めて前向きに捉えることができる感情を示すものが自己肯定感であります。また、自己肯定感は、決して自分は無意味な存在ではないと。自分の価値はとうとうという意識が高いという状況でもあると思います。

実は、OECD、経済協力開発機構、この団体が国際教員指導環境調査報告書というものを先日、19日、おととい、第3回目の調査結果が報告をされました。これは、昨年2月中旬から3月中旬まで選抜で行われたそうであります。中学校で教員3,605人、小学校で3,361人の教員に対してのアンケートであります。この結果報告は、48カ国中、日本の教員の自己効力感が低い傾向にあるという調査結果が出ております。

1つには、児童生徒に勉強ができる自信を持たせること。勉強に余り関心を示さない児童生徒に動機づけをすることができない。児童生徒が学習の価値を見出せるよう手助けすること

ができない。この結果、児童生徒の自己肯定感や学習意欲にかかわる項目について、48カ国中で最も低いと言われております。これは私が言っているのではなくて、OECDの調査結果であります。

それと、これまで教育長の答弁の中で、デジタル技術の問題についても、自己効力感を持つ教員の割合が低いという結果も出ております。牛久の教員がこうだということではないですが、このような調査結果が出ております。

ただ、言えることは、日本の教育の仕方、そしてまた欧米諸国との教育のやり方の違いというものがありますから、単純にこのような調査結果を信じるわけにはいかないと思いますが、ただ、その中で言えることが、教員の労働時間の問題です。例えば、中学校は、仕事の時間の合計は1週間で56時間。参加48カ国の平均が38時間。小学校で54時間と。こういうことからいけば、OECD諸国の中で、48カ国の中で最低基準なんです。いかに日本の教員の仕事時間が長過ぎるか。ここに大きな問題、先ほど言いました、自己効力感、自己肯定感の問題と、そしてまた子供に対する学習意欲を伝達していくということですね。こういったことも非常に低くなってくのではないかと思います。例えば、児童生徒がわからないときには、別の説明の仕方を工夫するということは、日本の中学校で62%の先生がしているそうであり、小学校では63%。48カ国の平均で92%。ここに大きな差が出てきております。ぜひ、これをそのままのみにして、こうしろということではないですけれども、これは非常に参考になること。この調査結果はおととい出たものですから、インターネットで調べれば全部出てきますので、ぜひこれを参考のために活用していただければと思います。

最終的に、日本の教員の自己肯定感、自己効力感というものが、他の48カ国に比べて低いという調査結果も出ているということ、これから働き方改革で、先生の労働時間も減ってくるであろうけれども、そういったことでぜひお願いしたいと思います。

最後に、子どもの権利条約に基づいて、行政が子供を中心に動き始めているところが出てくるということ。例えば、東日本大震災でほとんど全ての学校が壊れてしまった岩手県の大槌町。ここで学校を建てるのに、子供たちの意見を聞いて、子供たちの意見に沿って学校を建てたという事例もあるそうです。そしてまた、奈良県の奈良市では、子どもにやさしいまちづくり条例というものをつくり、そして、これは2015年に施行したそうですが、奈良市子ども会議というものを設けて、子供の意見を聞いて、そしてその意見を市の施策として使っていくという、子どもの権利条約をもとに、このような取り組みも日本全国で少しずつ始まりつつあります。

この点について、1つは教育長に、1つは市長に、子供に優しいまちをつくる条例というものを検討すべきだと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久の子供たちを見ていますと、牛久に地区社協というものがありまして、これが非常に、市内の8つの小学校区にあるので、子供たちにかかわって、自習時間に見守りをやってくれたり、本当にいろんな事業に入ってもらっています。今、市内の中学校は、全ての子供が地区に出て行って、区長さんたちと懇談会というものをやっています。そして、夏休みは、子供たちは全ての学校が地区に行き、地区の奉仕をしようということで、形は違いますが、お年寄りとカラオケ大会をやったり、餅つきをやったり、お掃除をやったり、花をつくったり、お寺の掃除をしたりというものをやっていますが、そういったことを今、盛んにやっているものがコミュニティ・スクールの原型になっているわけですし、こうしたことを通しながら、地域に支えられて育つような子供ができればいいなと思っています。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私もうじめに対して、何かちょっと本を読んだのですが、その中で、その要件として、子供たちにストレスがあるということが書いていました。それと、格差、体力とか能力とか、それから経済もあると言っていましたね、たしか経済のいろんな格差。それと、その権利とか、いろいろ各種なんでしょうけれども、そういうものの能力があるかないか。権利とか、人を傷つけない、そう思う、理解できる人は人をいじめないという話でございました。ですから、それを全部なくすことは実際難しいだろうと。ですから、その本には、まず、いじめ、こういうものは絶対あるんだよと。それから始めると、一つ一つ、では、こうなった場合、この排除、この排除としたほうが現実的ではないかという本でございました。

私も全てがそれはいいとは思いませんけれども、ただやはり私たちの、子供の社会でも、大人の社会でも何かしらそういうものが私はあると思います。それを、私たち大人のそういう経験値でもって、子供たちにどうするか。これは、私たちも大きな課題であるのかなと思います。それを、子供たちのそういうストレス、格差、それから、そういう権利を理解していく能力をどのように身につけよう。やっぱり、僕は人だと思います。学校の先生。学校の先生もそうなんです、今ここで言うものは、授業のあれではなかなか子供たちに入っていけない。そして、子供たち、一緒に友達みたいな感覚でやって、いろんな、それで情報をとるような先生でちょっとないと、私はできないのかなと。

ですからまず、僕らの小さいころは、学校の先生というものは本当に怒られもしましたけれども、一緒に遊んでいただきました。ですから、そういうものの、やはりそういう、人は人の、大人であっても、子供であっても、人とのそういうものつながりをしっかりすること。そして、私たちも、先ほど言った、地域の皆さんとの人とのつながり、コミュニケーションのつながり、それが、こういういじめがなくなる一つの要因であることを私は思っております。

ですから、そういうもののことを今からどうするか。これも大変なことです。ただ、今、地域コミュニティー、いろんなことで私たちはやっています。それはもっと大きな輪、拡大していくと、こんなことが、いじめがなくなる、こういう社会がなくなることが一つの要因だと私は思っております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 奈良市が考える、子どもにやさしいまちづくり条例。子供の権利を尊重し、子供が自立するための知識と経験を得られるよう、子供への支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子供が安心して豊かに暮らすことができるまち。奈良市では、子ども会議を設けて、子供の意見を市の施策に反映するという仕組みが、条例という制度でできております。ぜひ、牛久市でも子供に優しいまちづくり条例制定のために検討していただくことを最後に訴えまして、私の質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で2番利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

次に、日程第2、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（石原幸雄君） あす22日及び23日は土日のため休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、あす22日及び23日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後5時24分延会